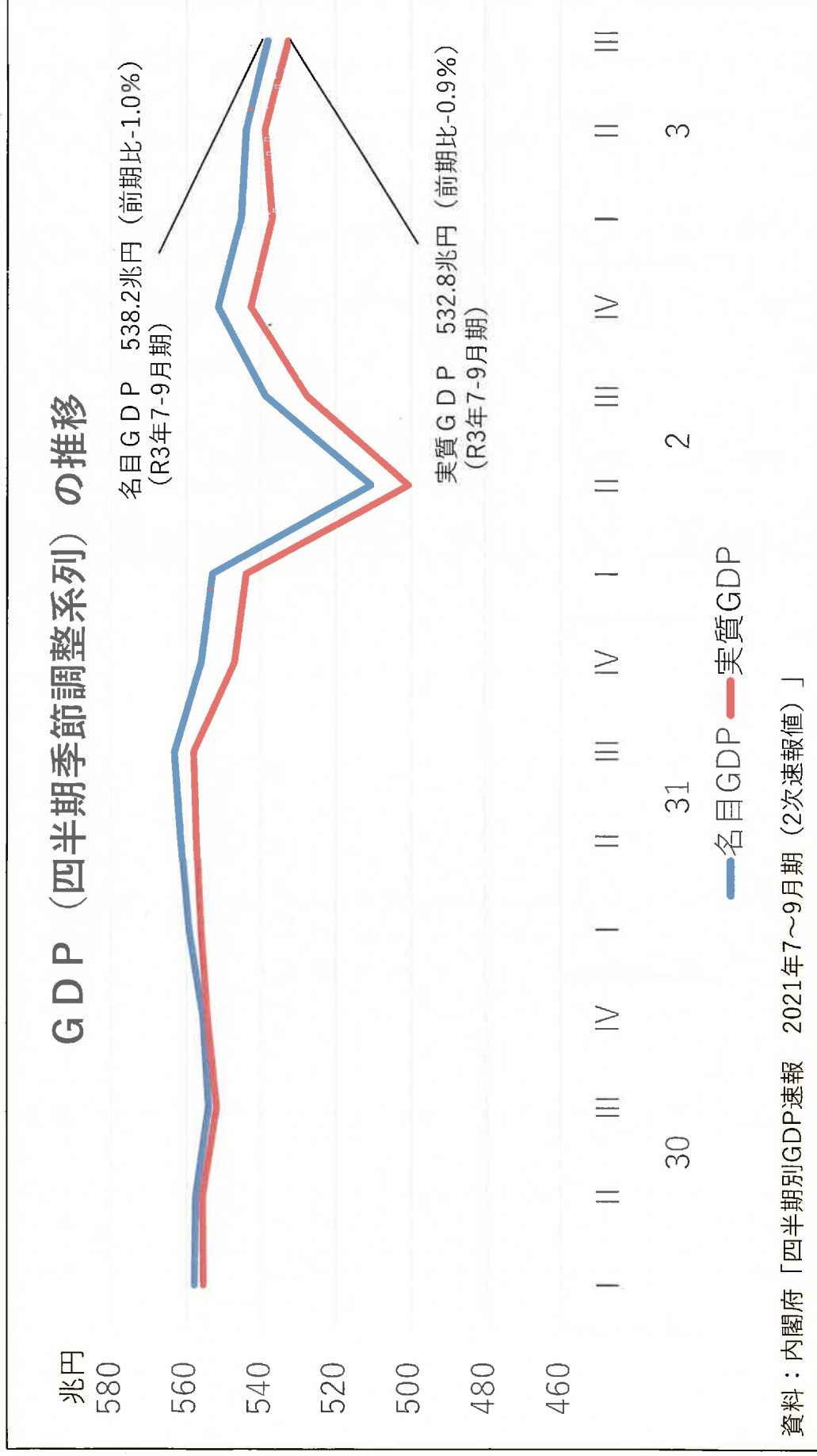


各種經濟関連統計データ

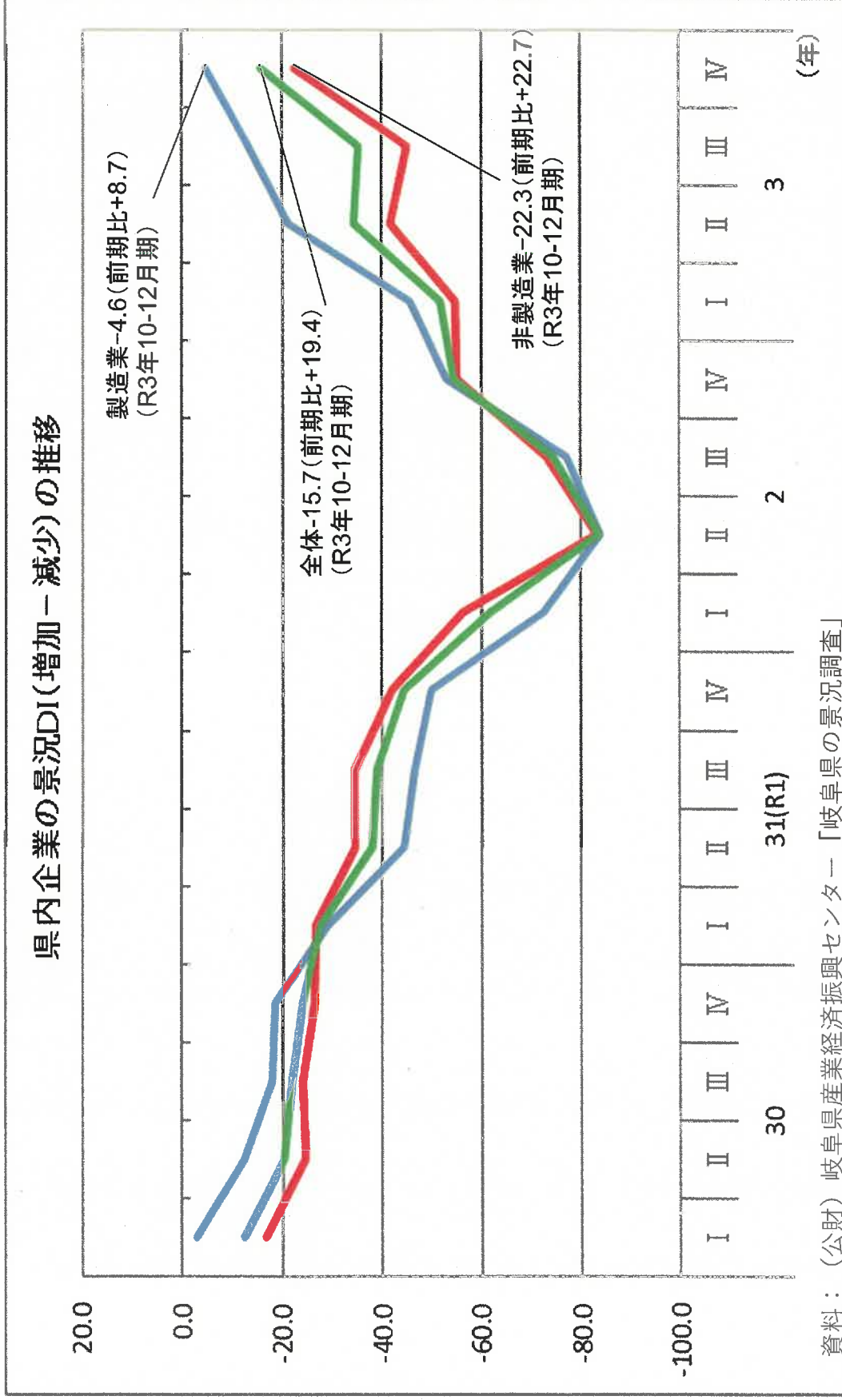
岐阜県商工労働部

日本のGDP(四半期季節調整系列)



・実質GDPは令和2年4-6月期に前期比-7.9%と大きく減少した。令和3年7-9月期は同比で-0.9%減少（年率で-3.6%減少）し、532.8兆円となった。マイナス成長は2四半期ぶり。未だコロナ前の水準（令和元年10-12月、543.8兆円）まで回復していない。

県内の景気動向



・全体の景況DIは令和2年4-6月期を底に概ね上昇傾向にあり、令和3年10-12月期は前期比19.4ポイント上昇し-15.7となり、2期ぶりの上昇となった。製造業では8.7ポイント上昇し-4.6、非製造業で22.7ポイント上昇し-22.3となった。

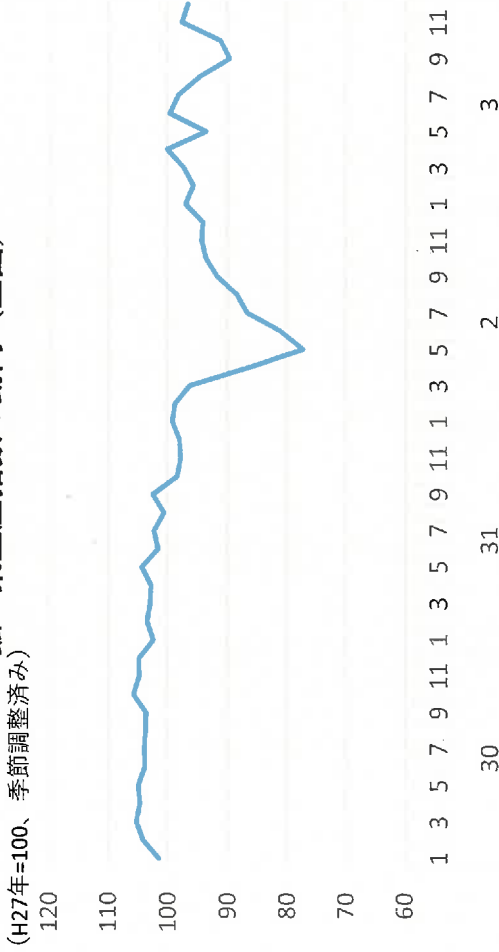
県内の業種別景況DI

※ () 内は前期との差分

	R 2年 4 - 6月期	R 2年 7 - 9月期	R 2年 10 - 12月期	R 3年 1 - 3月期	R 3年 4 - 6月期	R 3年 7 - 9月期	R 3年 10 - 12月期
食品	-82.7(-12.7)	-64.7(18.0)	-50.0(14.7)	-70.0(-20.0)	-25.0(45.0)	-25.0(0)	-6.2(18.8)
繊維・衣服	-100.0(-15.0)	-88.8(11.2)	-100.0(-11.2)	-76.2(23.8)	-68.2(8.0)	-70.6(-2.4)	-61.9(8.7)
木材・家具	-85.7(-35.7)	-75.0(10.7)	-33.3(41.7)	-33.4(-0.1)	0.0(33.4)	-7.7(-7.7)	15.4(23.1)
紙・パルプ・印刷	-68.4(-1.8)	-72.2(-3.8)	-41.1(31.1)	-60.0(-18.9)	-40.9(19.1)	-42.1(-1.2)	0.0(42.1)
化学・プラスチック	-87.5(-17.9)	-63.2(24.3)	-50.0(13.2)	-33.3(16.7)	4.0(37.3)	-22.8(-26.8)	13.1(35.9)
窯業土石	-81.9(-2.8)	-90.9(-9.0)	-56.5(34.4)	-53.8(2.7)	-28.0(25.8)	-31.8(-3.8)	-35.7(-3.9)
金属製品	-83.9(-11.4)	-83.9(0.0)	-59.3(24.6)	-54.2(5.1)	-13.3(40.9)	14.8(28.1)	0.0(-14.8)
機械	-82.8(-9.3)	-75.0(7.8)	-44.6(30.4)	-18.9(25.7)	-11.9(7.0)	15.4(27.3)	15.8(0.4)
建設	-64.8(-34.9)	-53.7(11.1)	-34.8(18.9)	-41.3(-6.5)	-42.7(-1.4)	-28.1(14.6)	-17.5(10.6)
運輸・通信	-82.4(-22.4)	-70.3(12.1)	-73.2(-2.9)	-54.6(18.6)	-35.1(19.5)	-25.8(9.3)	-8.6(17.2)
卸売	-95.8(-23.4)	-93.6(2.2)	-74.4(19.2)	-76.0(-1.6)	-40.9(35.1)	-45.1(-4.2)	-16.3(28.8)
小売	-88.0(-15.1)	-72.4(15.6)	-58.9(13.5)	-60.5(-1.6)	-50.0(10.5)	-69.4(-19.4)	-50.7(18.7)
飲食店	-100.0(-30.8)	-86.6(13.4)	-66.7(19.9)	-66.6(0.1)	-73.3(-6.7)	-65.0(8.3)	14.3(79.3)
サービス (余暇関連)	-96.4(-35.5)	-85.7(10.7)	-23.3(62.4)	-69.7(-46.4)	-33.4(36.3)	-72.7(-39.3)	-4.3(68.4)
サービス (企業関連)	-80.8(-31.3)	-72.8(8.0)	-57.8(15.0)	-44.8(13.0)	-35.2(9.6)	-31.3(3.9)	-23.2(8.1)
計	-83.4(-21.6)	-74.5(8.9)	-54.4(20.1)	-51.8(2.6)	-34.4(17.4)	-35.1(-0.7)	-15.7(19.4)

全国及び県内の鉱工業生産指数の動向

鉱工業生産指数の動向（全国）

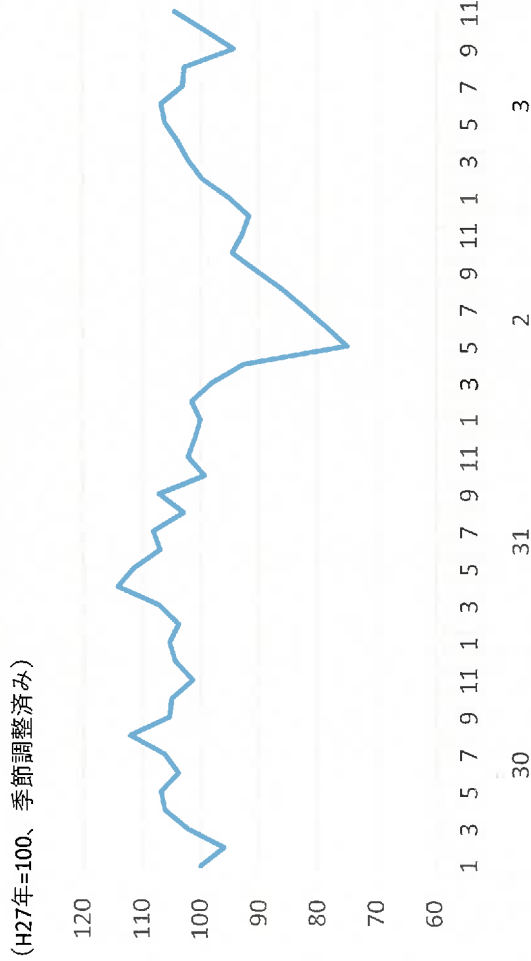


資料：経済産業省「鉱工業指数速報」（2021年12月分）

全国の鉱工業生産指数の推移 （令和3年12月）

- 令和3年12月の全国の鉱工業生産指数は、96.5（前月比-1.0%）と3ヶ月ぶりの低下。
- 12月の生産の基調判断は「持ち直しの動きがみられる」に据え置き。
- 製造工業生産予測調査によると、1月、2月ともに上昇を予測している。

鉱工業生産指数の動向（岐阜県）



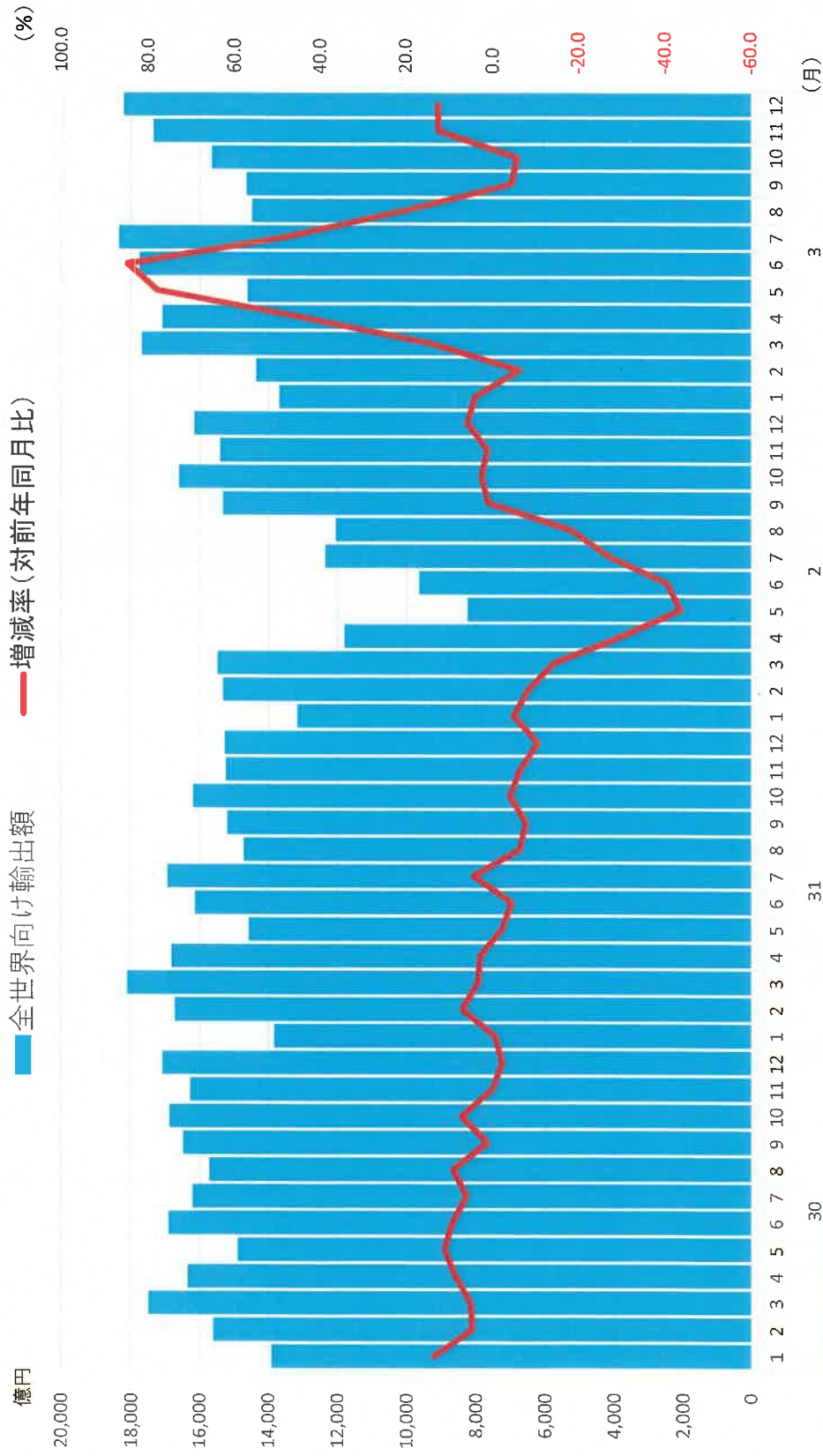
資料：県統計課「岐阜県鉱工業指数」（2021年11月分）

県の鉱工業生産指数の推移 （令和3年11月）

- 令和3年11月の岐阜県の鉱工業生産指数は、104.3(前月比5.1%)と上昇。
- 季節調整指数で見ると、輸送機械工業、汎用・生産用・業務用機械工業等が上昇、化学工業、パルプ・紙・紙加工品工業等が低下した。

名古屋税関内の輸出の動向

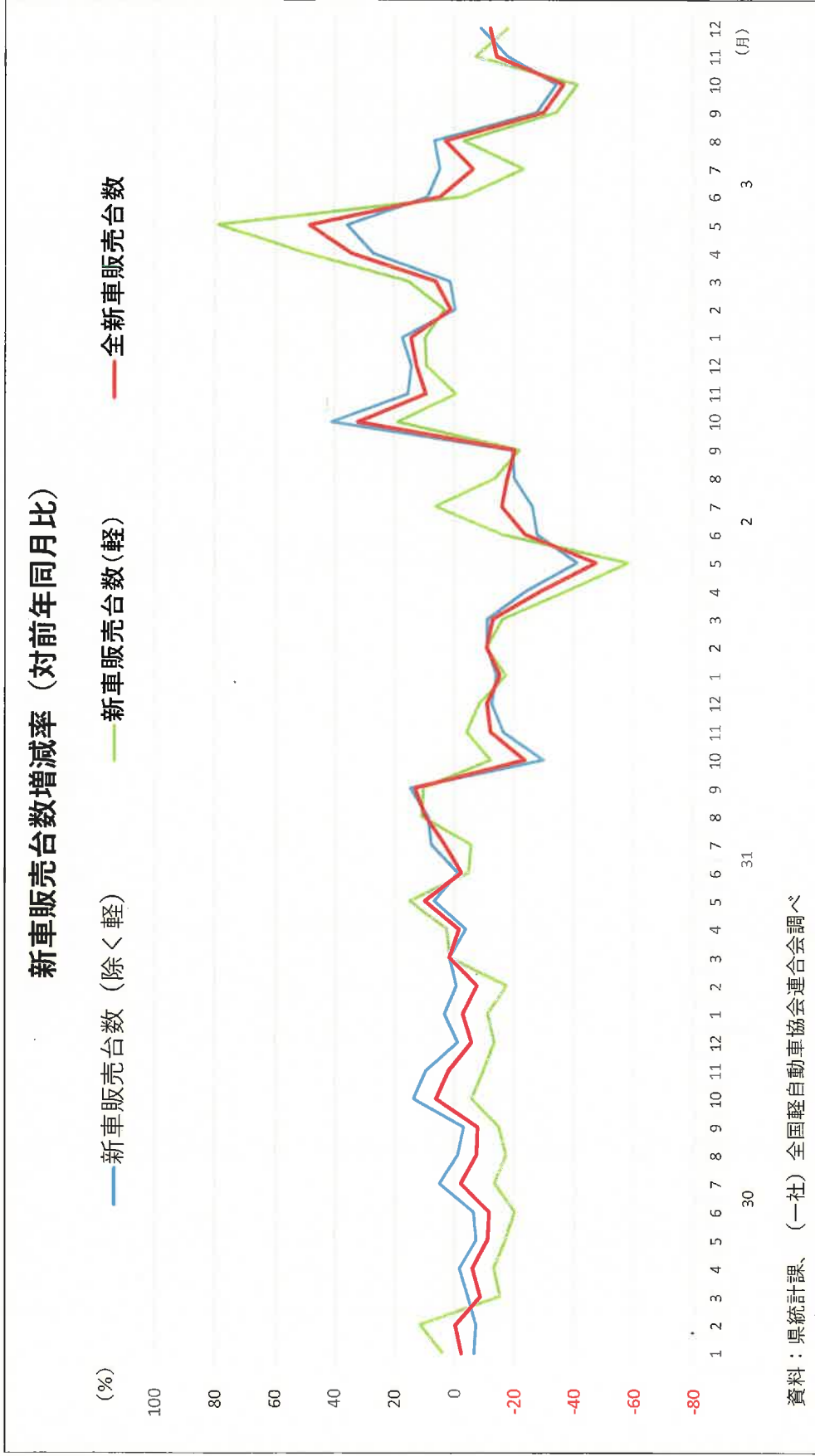
名古屋税関管内の輸出額の推移（全産業）



資料：財務省「貿易統計」

・令和2年9月以降、輸出額（名古屋税関内）は対前年同月比で概ね増加傾向（令和3年2月,9月,10月のみで減少）が続いた。令和3年12月は1兆8,204億円で同比12.6%と増加し、2ヶ月連続で前年同月を上回った。

県内の個人消費（流通・小売）の動向①



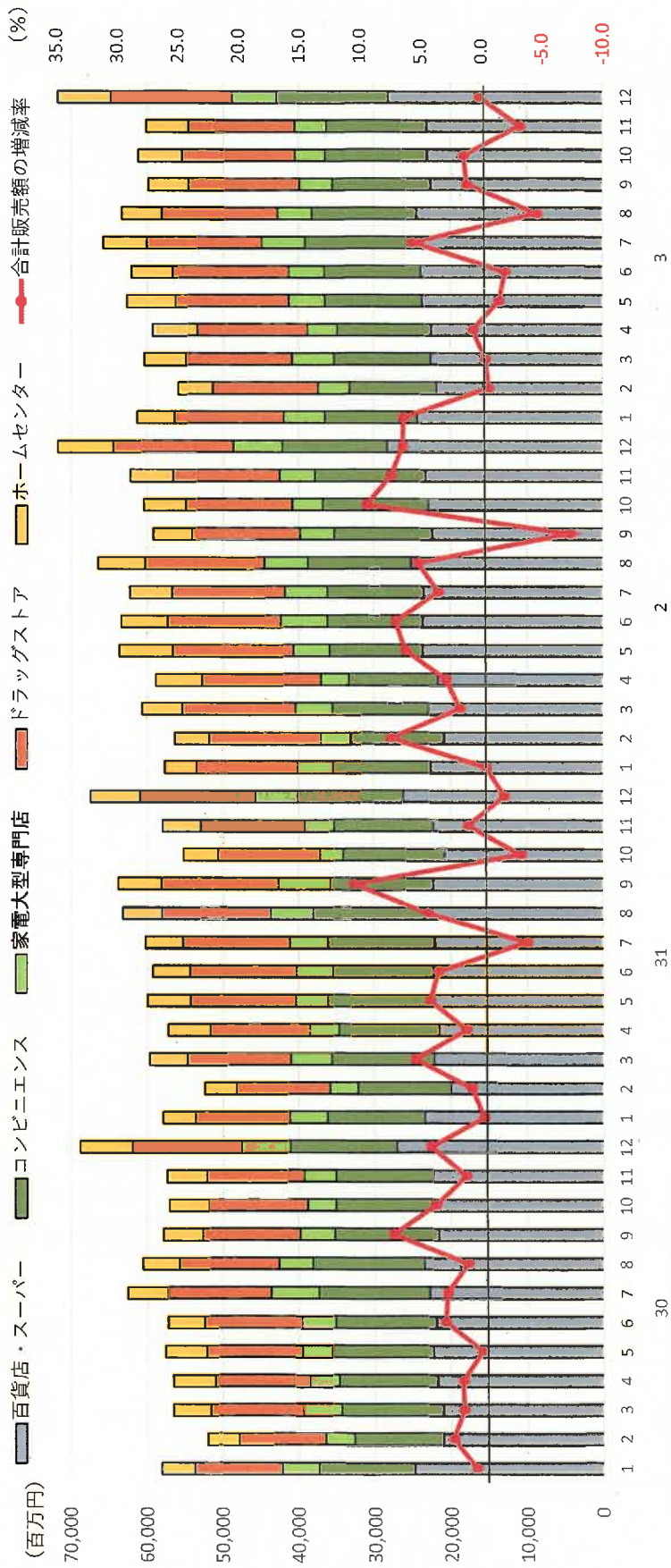
県内の新車販売台数 対前年同月比の増減率

- 新車販売台数は令和2年10月から令和3年6月までは9ヶ月連続で前年同月比増加が続いたものの、12月は-12.3%と減少するなど、直近では4ヶ月連続で前年同月比で減少となった。

県内の個人消費（流通・小売）の動向②

百貨店・スーパー・コンビニエンスストア・家電大型専門店・ドラッグストア・ホームセンター・ホームセンター

販売額の推移



資料：経済産業省「商業動態統計調査」

県内の百貨店・スーパー・コンビニエンス・家電大型専門店・ドラッグストア・ホームセンターの販売額の推移（令和3年12月）

- ・ 令和3年12月は前年同月比で0.1%の増加となった。
- ・ 業態別では、コンビニで前年同月比6.7%、ドラッグストアで同1.2%と増加し、家電大型専門店で-9.8%、ホームセンターで同-3.1%、百貨店・スーパーで同-0.6%減少した。

延べ宿泊者数の推移

○全国の延べ宿泊者数（全体）

- ・ 令和3年11月は、3,636万人泊、2019年同月比-26.8%（前年同月比-2.1%）
- ・ 令和3年12月は、3,978万人泊、2019年同月比-15.6%（前年同月比+32.4%）

○日本人延べ宿泊者数

- ・ 令和3年11月は、3,602万人泊、2019年同月比-11.3%（前年同月比-1.8%）
- ・ 令和3年12月は、3,946万人泊、2019年同月比+4.0%（前年同月比+33.8%）

○外国人延べ宿泊者数

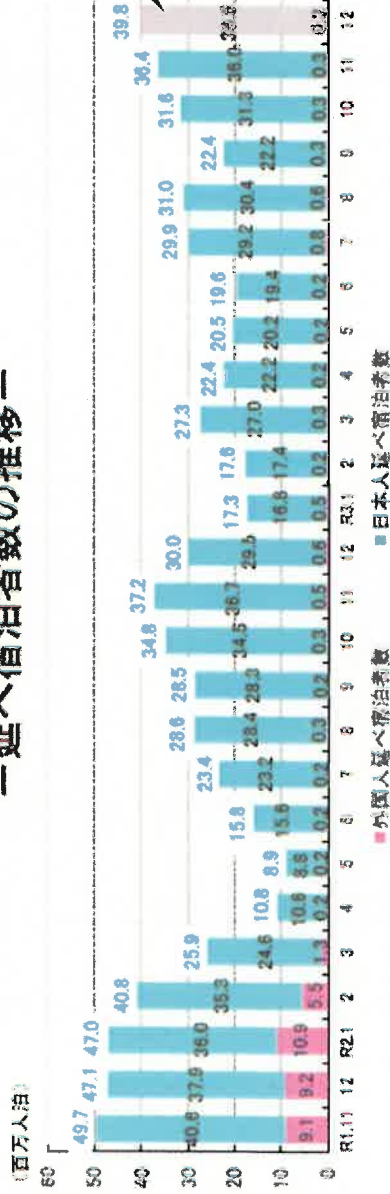
- ・ 令和3年11月は、34万人泊、前年同月比-27.7%、令和3年12月は、32万人泊、前年同月比-42.2%

令和3年11月及び12月の全国の延べ宿泊者数

	全体	日本人	外国人
R3.11	3,636	3,602	34
(2019年同月比)	-26.8%	-11.3%	-96.2%
(前年同月比)	-2.1%	-1.8%	-27.7%
R3.12(※)	3,978	3,946	32
(2019年同月比)	-15.6%	-4.0%	-96.5%
(前年同月比)	+32.4%	+33.8%	-42.2%

※令和3年12月の数値は第1次速報値であり、令和4年2月28日公表予定の第2次速報値で変更となる可能性がある。

一延べ宿泊者数の推移



※上表の数値は、日本人及び外国人の延べ宿泊者数を合計した全体の数値である。

岐阜県の延べ宿泊者数
(令和3年11月（第2次速報）)

47万3,000人泊
(前年同月比：-5.7%)

うち、県外国人延べ宿泊者数
1,350人泊
(前年同月比：-54.2%)

出典：「宿泊旅行統計調査」観光庁
(R3年11月・第2次速報)
(R3年12月・第1次速報)

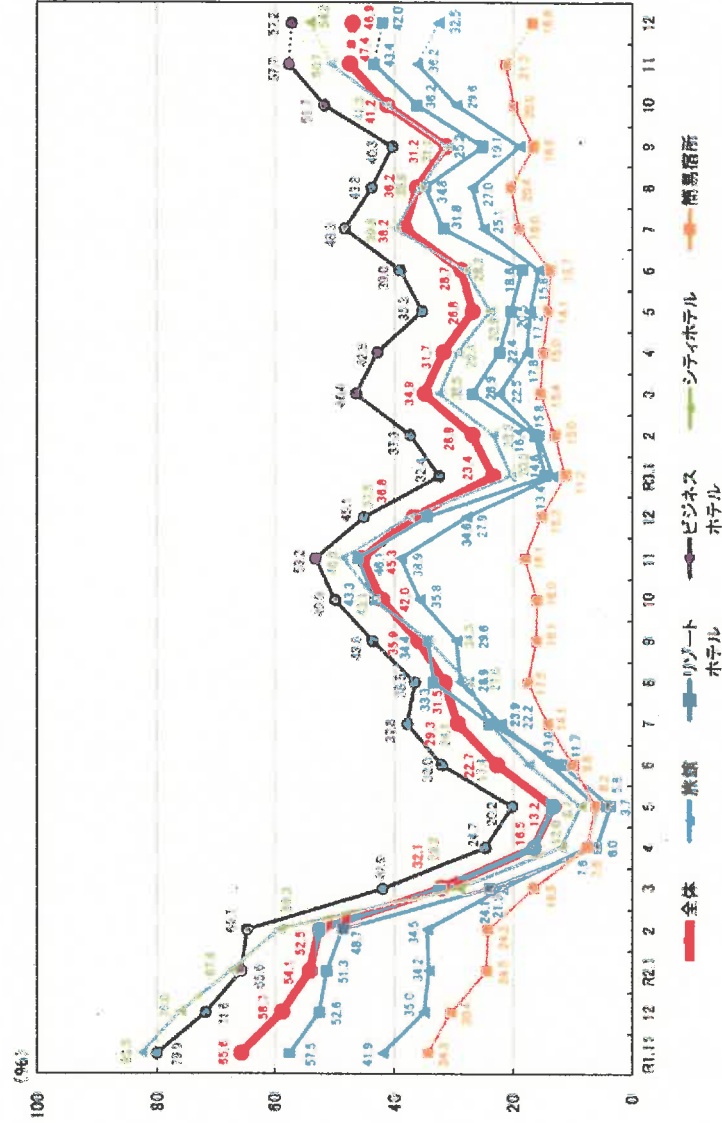
客室稼働率

○全国の客室稼働率（全体）

- ・ 令和3年11月は全国全体で47.4%であった。また令和3年12月は全体で46.9%であった。
- ・ ※12月の数値は第1次速報値であり、2月末に公表予定の第2次速報値で変更になる可能性がある。
- ・ 令和3年11月は岐阜県全体で46.6%であった。（全国順位37位）

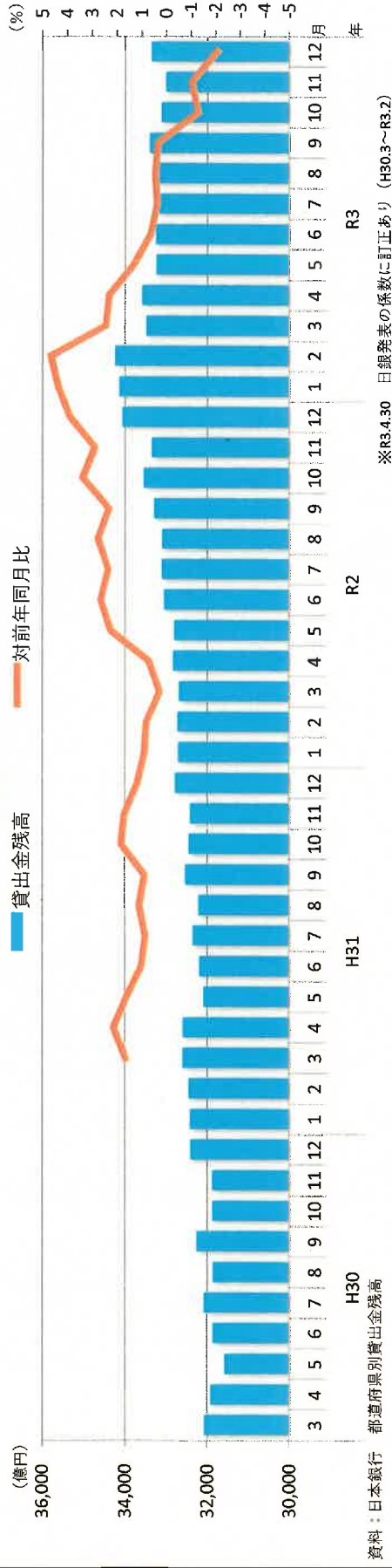
	全体	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所
R3.11（全国）	47.4	36.2	43.4	57.7	50.7	21.3
（前年同月差）	+2.1	-2.7	-2.7	+4.5	+2.1	+3.2
R3.11（岐阜県）	46.6	34.6	45.9	66.0	52.9	18.2
（前年同月差）	-1.0	-1.6	-0.2	-5.1	+5.9	+6.9

ー施設タイプ別客室稼働率の推移ー

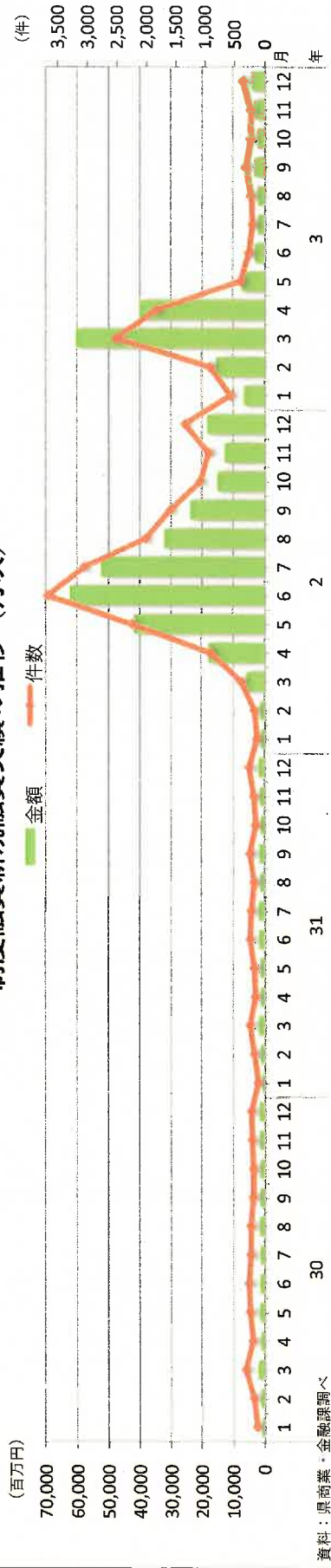


県内企業の資金繰り状況

岐阜県貸出金の推移（月次）



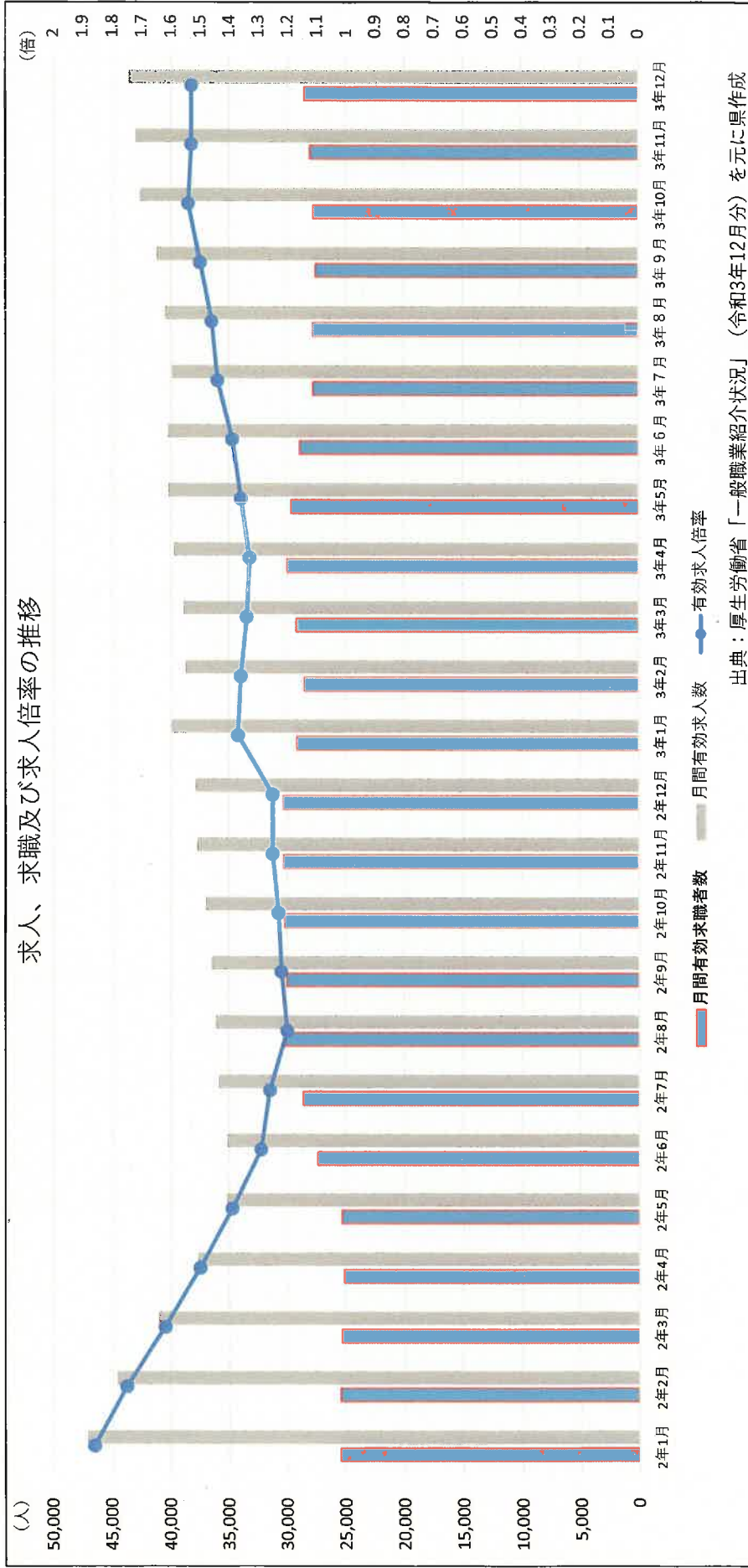
制度融資新規融資実績の推移（月次）



県内企業の資金繰り状況の推移（令和3年12月）

- ・12月の岐阜県貸出金残高は、3兆3,374億円で前年同月比-2.1%と3ヶ月連続で減少した。
- ・12月の制度融資実績は、金額が4,242百万円で前年同月比-76.8%、件数は353件で同比-73.8%と、いずれも8ヶ月連続で減少した。

県内の雇用情勢（有効求人倍率）



岐阜県の求人、求職及び求人倍率の推移（令和3年12月）

・有効求人倍率（季節調整値）は、1.53倍（対前月0.00ポイント±0）。

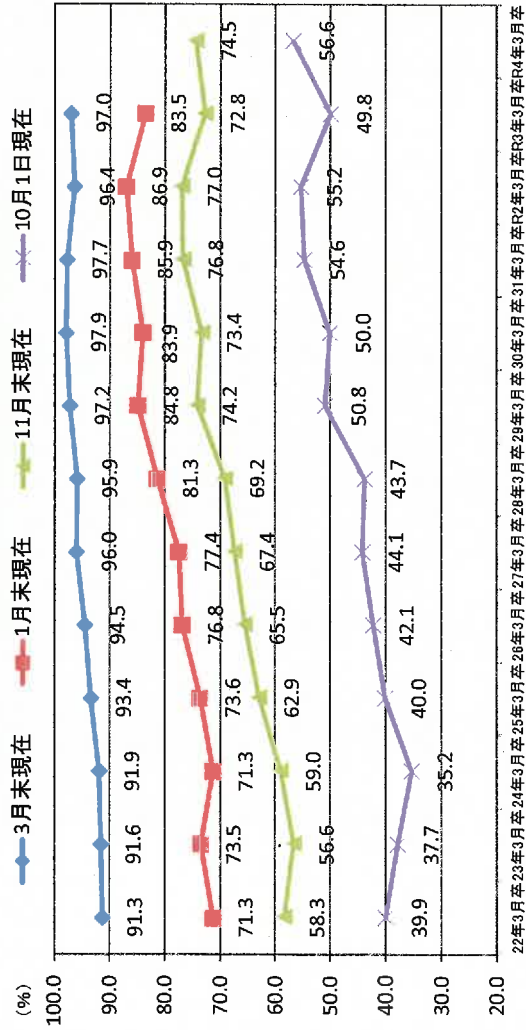
※4ヶ月連続の1.5倍台。

※全国順位3位（前月3位）

<参考> 【全国】有効求人倍率（令和3年12月）は、1.16倍（対前月+0.01ポイント）

県内の雇用情勢（大学・短大・高校新卒者の就職）

新規卒業者(大学・短大)の就職内定率の推移<岐阜県>

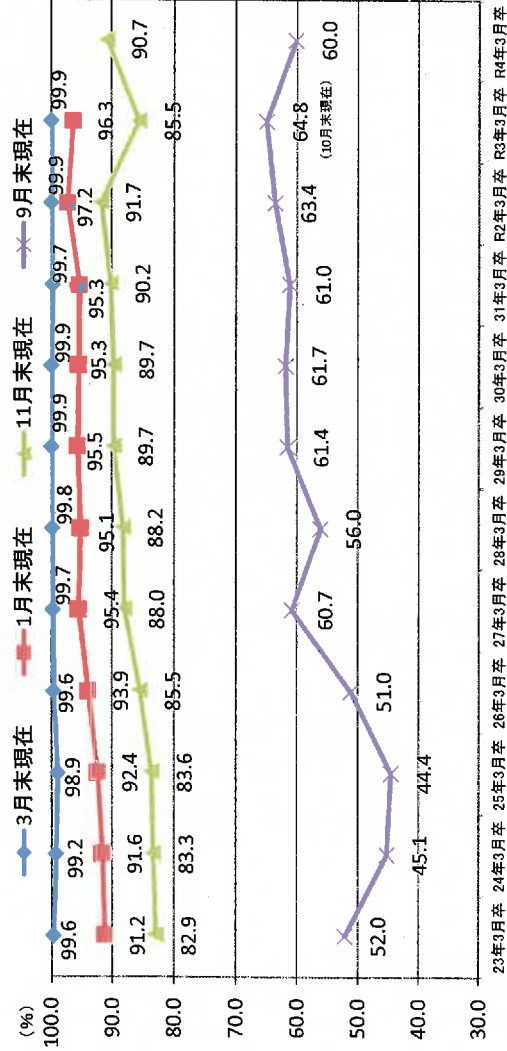


資料：岐阜労働局「新規学校卒業者（大学・短大）の就職内定状況」

新規卒業者（大学・短大）の就職内定率の推移（令和3年11月）

- 令和3年11月末時点の大学・短大卒業者（令和4年3月卒業）の就職内定率は、74.5%で前年同時点と比べ1.7ポイント上昇。

新規卒業者(高校)の就職内定率の推移<岐阜県>



資料：岐阜労働局「新規学校卒業者の職業紹介状況」

新規卒業者（高校）の就職内定率の推移（令和3年11月）

- 令和3年11月末時点の高校卒業者（令和4年3月卒業）の就職内定率は90.7%であり、前年比で5.2%上昇。

新型コロナウイルス感染症対応BCP『簡易版 基本モデル（感染拡大期）』

1 実施体制

区分	責任者	事業継続担当	情報連絡担当	財務担当	顧客対応担当	コロナガード(感染防止対策責任者)	その他
担当	△△△ △△△ (役職)						
副担当 (代理)	〇〇〇 〇〇〇 (役職)						
業務概要	代表者等	事業継続への影響と事業継続方針の立案、再開に向けた進捗管理	情報の収集・整理、関係者間での情報共有	財務面の影響把握と資金手当て	顧客連絡窓口、顧客との調整等	職場の感染防止対策を実施・徹底 参考①	(※)その他、企業等ごとの状況に合わせて担当を設定

2 実施すべき項目と対策

	(1)ヒト			(2)モノ		
	実施すべき項目	実施すべき対策	参考	実施すべき項目	実施すべき対策	参考
事業継続	出勤率等の数値目標の設定	例えば従業員が、何割欠勤した、半減したなど、段階的な状況等を想定し、出勤率の数値目標を検討した上で、その段階的な状況に応じて以下に記載するシフト制の導入やリモートワーク、右記(モノの欄)の優先する業務等の絞り込みなどを実施		優先する業務や、製造・販売を続ける商品候補への絞り込み等	重要な業務や商品、サービスへの絞り込みと、その維持に必要な材料等の調達先の業務がストップした場合に備えた代替調達先の検討など必要な対策を講じる	
	社内での感染者等発生時に備えたシフト勤務等の継続	重要な業務や商品、サービス等の絞り込みと、それに関わる従業員や代替要員の勤務が重ならないようなシフト制の導入や接触しないような勤務場所等の見直し(可能なら他社、OB・OGとの協力体制整備)	③	重要な取引先の確認	依存度が高く業務停止時に自社に多大な影響を与える取引先への影響の有無を確認し、影響がある場合には代替先を探す	
	可能な範囲でリモートワーク形態へ移行	対象範囲を定めて、リモートワークへの移行を指示		感染収束に向けた段階的な対策レベル変更の検討	感染症の一時収束時における段階的な対策の緩和について、タイミングや内容等をあらかじめ検討	
感染防止対策	感染拡大地域への人的移動の制限	政府・自治体などからの発信情報に基づき、感染拡大地域への往來の停止、不要不急の都道府県間の移動は極力回避する旨などを従業員に徹底	② ⑥	マスクや消毒液などの感染防止備品の配置等	感染防止のために必要なマスクや消毒液などの衛生管理用備品(3か月分)をあらかじめ決めた計画により配布や配置	
	日常生活における感染防止対策の徹底	従業員の日常生活における基本的感染防止対策(マスク着用、手指衛生、密回避、こまめな換気、体調管理)の徹底、感染リスクが高まる5つの場面(酒を伴う懇親会等・大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)の回避	② ⑥	職場内の感染リスクの高い空間に関する周知と3密対策の継続	業種別ガイドラインなどに沿って、感染リスクの高い場所(店舗やオフィス/会議室/喫煙所/休憩所/食堂などの密が発生しやすい場所やタイミング)の周知と環境改善(こまめな換気、人との距離(できるだけ2m、最低1m)の確保や間仕切りの設置、利用制限や中止など)の徹底	④
	社内での感染防止対策の徹底	従業員の毎日の入社前の体調確認(検温及び体調不良確認)、施設への入場時の体調確認(検温及び体調不良確認) (※)発熱や体調不良時は出勤せず、医療機関を受診				
	社内での感染者等発生時の行動フローと役割分担の整理等	体調不良者や濃厚接触者、社内感染者、クラスター(集団感染)が発生した場合の対応行動フローの整理、確認(必要に応じて見直し)				(※)以下、独自に必要な対策を追加してください
	(※)以下、独自に必要な対策を追加してください					

2 実施すべき項目と対策

(3) カネ/情報		
実施すべき項目	実施すべき対策	参考
政府、自治体等による公的支援策の確認	政府や自治体による新型コロナウイルス感染症発生時の企業への各種支援策の内容を確認し、必要に応じ申請	⑤ ⑥ ⑦
資金繰り対策	政府や自治体による対策のレベルに応じた売上への影響を段階的に想定する また、売上が大きく落ち込むことが想定される場合の事業継続可能期間等も想定する その上で、資金が必要な場合は、金融機関からの資金調達を開始	
感染症に対応した損害保険への加入の検討	最新の損害保険/経営者保険等の加入状況を確認し、現在の新型コロナウイルス感染症が保険対象か否かを確認し、対象外であれば加入を検討	
信頼できる情報源からの情報入手と社内周知	内閣官房や厚生労働省、自治体、公的機関などから最新の情報を入手し社内へ周知	⑥ ⑧
リモートワークやオンラインでの業務提供時のセキュリティ対策	リモートワークやオンラインでのサービス提供時の情報セキュリティ対策を確認(不十分であれば必要な対策を講じる)	⑨
	(※)以下、独自に必要な対策を追加してください	

【策定にあたっての注意事項など】

- 「1 実施体制」について、自社に合わせて担当や業務概要を追加、削除、修正してください。
- 「2 実施すべき項目と対策」について、自社に合わせて項目や対策を追加、削除、修正してください。
なお、例えば従業員が、何割欠勤した、半減したなど、段階的な状況等を想定して出勤率の数値目標等を設定し、策定を進めてください。
- 「1 実施体制」と「2 実施すべき項目と対策」の参考の欄に記載されている番号(丸数字)は、2ページ右側の【参考】主な関連情報に記載されている各種情報の番号(丸数字)と一致しています。具体的な検討や実行などにあたっての参考としてください。
- 新型コロナウイルス感染症対応BCP『簡易版 基本モデル(感染拡大期)』は、今後も状況に応じて更新し、県のBCPのホームページなどでお知らせします。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8320.html>)

【参考】主な関連情報

(令和4年1月28日時点の情報)

- ①職場等における感染防止対策担当者の選任・設置について
 - ・岐阜県では、事業者の皆さまにおける新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、各職場などにおいて「感染防止対策担当者(ぎふコロナガード)」を選任・設置し、それぞれの職場ごとに感染防止対策を実施・徹底していただくことをお願いしています。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/111110.html>)
- ②「コロナ社会を生き抜く行動指針」について
 - ・県民の皆さまに身に付けていただきたい基本的な感染防止対策をお示ししています。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27069.html>)
- ③社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮について
 - ・社会機能を維持するために必要な事業に従事する者(社会機能維持者)については、事業者による検査実施による陰性確認により、濃厚接触者の待機期間の短縮を実施できるとされました。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/200414.html>)
- ④事業活動再開等に伴う感染防止対策
 - ・「業界団体が作成した、コロナ禍で感染拡大防止と事業活動を両立させるための「業種別ガイドライン」をご紹介します。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27258.html>)
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々への支援制度をご紹介します。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27747.html>)
- ⑥県の対策
 - ・岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部で決定した対策や宣言をご紹介します。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/list144-430.html>)
- ⑦営業時間短縮の協力要請等に伴う協力金・支援金
 - ・営業時間短縮の協力要請等に伴う協力金・支援金をご紹介します。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/152667.html>)
- ⑧新型コロナウイルス感染症について
 - (<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/>)
- ⑨セキュリティ対策の関連ページ
 - ・テレワークにおけるセキュリティ確保(総務省)
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/)
 - ・Web会議サービスを使用する際のセキュリティ上の注意事項(IPA(情報処理推進機構))
(<https://www.ipa.go.jp/security/announce/webmeeting.html>)

岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26598.html>

**参考資料 3**

岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和4年2月3日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
商工政策課	政策企画係	松尾、依馬	内線 3045 直通 058-272-8350 FAX 058-271-6873

新型コロナウイルス感染症にも対応したBCPの策定支援を行います ～BCP策定支援セミナーの開催～

【参加事業者募集】

県では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症にも対応したBCPの基本モデルとガイドラインを公開するとともに、セミナー等により企業の策定を支援しており、今年度はこれまで全13回のセミナーを開催してきました。

こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の急拡大を踏まえ、企業においては、一刻も早い新型コロナウイルスに対応したBCPの策定が求められています。

このため、新型コロナウイルス感染症に対応したBCPの策定を中心に、以下のとおり、追加で策定支援セミナーを開催しますのでお知らせします。

多くの事業者の皆様のご参加をお待ちしております。

- | | |
|---------------|---|
| 1 日 時 | 令和4年2月15日（火） 13時30分～15時30分 |
| 2 開催方法 | WEB開催（オンライン会議アプリ「Zoom」） |
| 3 内 容 | ①ウィズ・アフターコロナにおける事業継続マネジメント
②企業を取り巻く脅威と事業継続計画
③簡易版基本モデル（感染拡大期）の紹介
④基本モデルを活用したBCPの策定の解説 など |
| 4 講 師 | 株式会社富士通総研（県事業受託者） |
| 5 受講料 | 無料 |
| 6 応募要件 | 県内に本社または事業所を有する企業等 |
| 7 申込締切 | 令和4年2月14日（月） 正午まで |
| 8 申込方法 | 下記申込情報を記載のうえ、電子メールにてお申込みください。
(1) 会社名 (2) 事業所所在地 (3) 業種 (4) 従業員数
(5) 担当者情報（電話番号、部署・役職、メールアドレス） |
| 9 申込・
問合せ先 | 株式会社富士通総研 政策支援グループ 栗田、上野、大谷
TEL 080-2240-2211
Mail fri-gifubcp-external@cs.jp.fujitsu.com |

10 参 考

(1) 新型コロナウイルス感染症対応BCP「簡易版 基本モデル（感染拡大期）」

- 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえ、感染拡大期に実施すべき項目や対策に絞ったモデルとなっています。
- 実施すべき項目や対策などを具体的に記載しており、それぞれの対策を自社に合わせてカスタマイズしていただくことで、より簡易にBCPを策定することができます。
- 対策を実行する上での参考となるよう、県等で公表している感染防止対策や支援制度などのホームページアドレスも記載しています。

(2) 新型ウイルス感染症対応BCP 基本モデル、ガイドライン

- 本書の構成に沿って各項目の検討を進めていくことを通して、新型ウイルス感染症にも対応したBCPを容易に作成することができるよう設計されています。さらに、別冊のガイドライン(手引書)には各項目の考え方や策定例が記載されていますので、はじめてBCPの策定に取り組む方にとっても活用しやすいよう工夫されています。
- 新型ウイルス感染症や大規模地震など個別の脅威を想定して作成する項目と、各種脅威に共通して作成する項目が明確に分けられているため、過去に策定したBCPを新型ウイルス感染症に対応するものへとブラッシュアップする際にも役に立つ内容となっています。

県のホームページからダウンロードすることができます。

トップ>くらし・防災・環境>防災>事業計画（BCP）>事業継続計画（BCP）について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8320.html>

岐阜県オミクロン株対策特別支援金

1 給付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月、2月のいずれかの売上高が、過去3年間の同じ月の売上高と比較して15%以上減少した中小事業者、個人事業者

※時短要請の対象事業者を除く

※国の事業復活支援金との併給は可

2 給付額

中小事業者 20万円（定額）

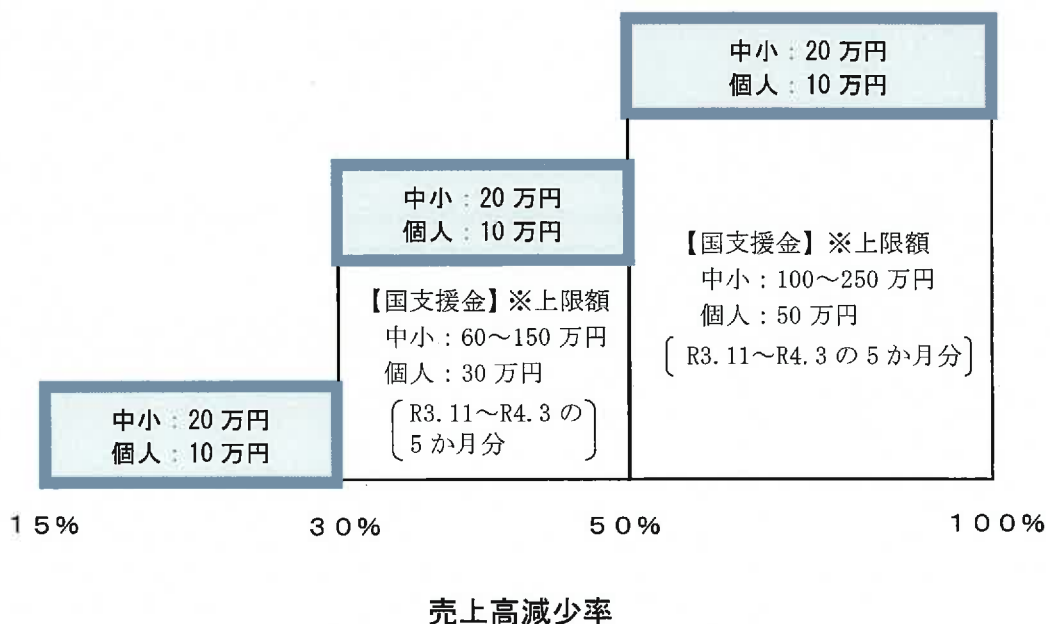
個人事業者 10万円（定額）

3 申請受付開始

令和4年2月22日（火）（予定）

<給付額のイメージ>

※岐阜県オミクロン株対策特別支援金は太線囲み部分



事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!

▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

- 実際に売上が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593**

受付時間 **8:30-19:00**
(土日・祝日含む全日)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です!

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

申請^{※3}

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

一時支援金および月次支援金を受給していない方

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番^{※2}

ホームページで登録確認機関を検索する

継続支援関係^{※1}に当たる登録確認機関がある方

継続支援関係^{※1}に当たる登録確認機関がない方

継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話し、事前予約する

ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、事前予約する

TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける

TV会議/対面により
・事業を実施しているか
・コロナの影響を受けているか
・給付対象等を正しく理解しているかについて事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付
(過去受給時の情報を活用可能)

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付

マイページから申請
下記書類①～⑧を添付

申請ステップが省略できます

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。
※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人 個人

履歴事項全部証明書

運転免許証
マイナンバーカード
住民票

OR

【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え

法人 個人

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)

※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等

7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等

8 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)

※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

参考資料6

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先		
個人向け	生活資金に困っている	1 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	給付	休業中に賃金（休業手当）が支払われなかった労働者	新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、支援金・給付金を支給。	厚生労働省 支援策ホームページ
		2 生活福祉資金貸付制度	貸付	新型コロナの影響により収入が減少した世帯	据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金等の特例貸付を実施。	支援策ホームページ
		3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	給付	新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により生活に困窮する世帯	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、緊急小口資金等の特例貸付を借り終わるなどにより利用できない世帯に対して、就労による自立等を図るため支援金を支給する。収入要件及び資産要件あり。	支援策ホームページ
		4 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	給付	・住民税非課税世帯 ・家計急変世帯	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付	支援策ホームページ
		5 住居確保給付金	給付	給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	・新型コロナ等の影響で離職や廃業と同程度の状況に至り、住居喪失又は住居喪失のおそれが生じている方に対しても対象を拡大。 ・家賃相当額（上限あり）を原則3か月間支給。収入要件及び資産要件あり。	支援策ホームページ
		6 県営住宅による支援	その他	①県営住宅入居者及び新規入居者 ②居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	①県営住宅の家賃支払が困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。保証人が見つからない場合は保証人免除。②解雇等の理由により住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供。	県住宅供給公社 ☎0584-81-8501
	子どもがいる方のために	7 私立高等学校の奨学金返還猶予	その他	家計が困窮している家庭の生徒	経済的な事情により生活に困窮している場合、申請より最大1年間、奨学金の返還を猶予。	県私学振興・青少年課 ☎058-272-8249
		8 私立高等学校等奨学給付金	給付	家計が急変した世帯	・家計急変により保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税相当と認められる世帯に対して奨学給付金を給付。 ・（私立）50,100円～150,000円。	県私学振興・青少年課 ☎058-272-8249
		9 私立高等学校等授業料軽減補助金	補助	私立小中学校、高等学校、一部の専修学校・各種学校に通う児童、生徒	経済状況の悪化に伴う保護者の収入の急激な減少により、授業料の納付が困難と認められた児童・生徒に対して授業料を減免した学校へ補助。	県私学振興・青少年課 ☎058-272-8249
		10 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	給付	委託を受けて個人で仕事をしている方（一定の要件あり）	小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった保護者への支援。	厚生労働省 支援策ホームページ
		11 県立高等学校の授業料減免	その他	家計が困窮している家庭の生徒	勤めていた会社が倒産するなど、自己都合によらない失業により、家計が著しく困窮していると認められる場合、授業料を減免。	県教育委員会 支援策ホームページ
		12 公立高等学校・大学等の奨学金返還猶予	その他	奨学金を返還中で、経済的に困窮している方	経済的な事情により生活に困窮している場合、申請より最大1年間、奨学金の返還を猶予。	県教育委員会 支援策ホームページ

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先
子どもがいる方のために	13 公立高等学校等奨学給付金	給付 家計が急変した世帯	・家計急変により保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税相当と認められる世帯に対して奨学給付金を給付。 ・(公立) 48,500円～141,700円。	県教育委員会 支援策ホームページ
	14 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	給付 ①児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯) ②①以外の住民税非課税の子育て世帯(その他低所得の子育て世帯)	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金を支給(児童1人あたり一律5万)	厚生労働省 支援策ホームページ コールセンター ☎0120-400-903
	15 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)	給付 子育て世帯(年収960万円を超える世帯を除く)	子育て世帯に対して、年収960万円を超える世帯を除き、18歳以下1人当たり10万円相当の給付を行う。	内閣府 支援策ホームページ
	16 企業主導型ベビーシッター利用者支援	補助 民間企業等に勤務する方又は個人で仕事をしている方(一定の要件あり)	新型コロナによって小学校等の臨時休業等になった場合に、企業で働く保護者や個人で仕事をする保護者が、仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金に対する補助(割引券の支給)。	全国保育サービス協会 支援策ホームページ
新型コロナに感染したら	17 傷病手当金	その他 新型コロナに感染し(発熱等の症状がある感染疑いを含む)その療養のために働くことができない方	医療保険の被保険者が、業務災害以外の理由による病気等の療養のため仕事を休んだ場合に所得保障を行う制度。新型コロナに感染し(発熱等の症状がある感染疑いを含む)その療養のために働くことができない方も申請可能。	ご加入の医療保険の保険者
	18 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担	その他 新型コロナウイルス感染症にかかった方	感染症法に基づき、感染者の自己負担相当額を公費負担とする(国3/4、県1/4)。(患者が任意で特別療養室を利用した場合や所得が一定水準を超える場合などに一部自己負担あり。)	厚生労働省 ☎03-5253-1111 (代表)
個人向け	19 国民健康保険、国民年金の保険料等の減免	その他 新型コロナの影響により、収入が減少し、一定の所得要件等に該当する方	国民健康保険、国民年金等の保険料の減免を行う。	各市町村
	20 介護保険料の減免	その他 感染症の影響により一定程度収入が下がった方	介護保険料の減免を行う。	各市町村
	21 占用料等納入猶予	受付終了 納入が困難な方	道路、河川、砂防の占用料等について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予し、猶予期間中の延滞金は免除。 対象：納入期限がR3.6.30までのものに限る	支援策ホームページ
納税等の特例	22 使用料納入猶予	受付終了 納入が困難な方	都市公園における公園施設の設置若しくは管理許可又は占用許可に基づく使用料について、納入が困難な方に対し、納入を猶予。	各県土木事務所
その他	23 電気・ガス・電話料金、NHK受信料の支払猶予等	その他 新型コロナの影響により、左記料金の支払いが困難な方	電気、ガス、電話料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、国は各事業者に対し、料金の支払猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等について柔軟な対応を要請しています。	各事業者
	24 PCR検査等無料化事業	その他 健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方	健康上の理由や年齢制限によりワクチン接種を受けられない方等に対し、PCR検査等を無料で実施	支援策ホームページ

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先	
医療機関向け	25 新型コロナウイルス関係病床確保事業費補助金	補助	医療機関	新型コロナウイルス感染症患者の病床を確保するため、医療機関の病床確保に対する空床補償経費・病床消毒経費を補助。	県医療整備課 ☎058-272-1111 (内線2535)
	26 新型コロナウイルス感染症医療機関再開支援事業費補助金	補助	医療機関	新型コロナ感染症が発生し、休業等を行った医療機関が再開・継続のための消毒や設備整備に要する経費に対する補助。	県医療整備課 ☎058-272-1111 (内線2526)
	27 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関協力金	給付	医療機関	医療機関の新型コロナウイルス感染症患者の受入に係る経費負担の軽減を図るための協力金。	県医療整備課 ☎058-272-1111 (内線2526)
	28 新型コロナウイルス関係医療従事者宿泊先支援事業費補助金	補助	医療機関	新型コロナウイルス感染症患者の治療に従事する医療従事者の負担軽減を図るため、医療従事者が宿泊施設に宿泊する経費を補助。	県医療整備課 ☎058-272-1111 (内線2535)
	29 新型コロナ感染症外国人患者受入支援事業費補助金	補助	医療機関	外国人患者の受入に必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費に対する補助。	県医療整備課 ☎058-272-1111 (内線2526)
	30 新型コロナウイルス感染症後方支援病床確保事業費補助金	補助	医療機関	新型コロナウイルス感染症から回復後、引き続き入院を要する患者を受け入れる病床の確保に要する経費に対する補助。	県医療整備課 ☎058-272-1111 (内線2534)
	31 医療機関向け設備整備補助金	受付終了	新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関	新型コロナ感染症患者等の入院医療を提供する医療機関の設備整備費用に対する補助(補助率10/10,上限あり) / 補助対象①: 入院患者受入医療機関(人工呼吸器、簡易陰圧装置等) / 補助対象②: 重点医療機関等(超音波画像診断装置、血液浄化装置等)	県感染症対策推進課 ☎058-272-1111 (内線4988)
	32 新型コロナ感染症院内感染防止対策事業費補助金(設備整備)	補助	救急・周産期・小児医療機関	新型コロナウイルスの院内感染防止対策に必要な設備整備費に対する補助	県医療整備課 058-272-1111 (内線2535)
	33 院内感染対策事業費	その他	病院、有床診療所	医療機関の院内感染対策を強化するため、専門家を派遣して現地指導、助言等を実施。	県医療整備課 ☎058-272-1111 (内線2526)
	34 新型コロナウイルス感染症検査促進事業補助金	補助金	無料検査を行う医療機関、衛生検査所等	健康上の理由や年齢制限によりワクチン接種を受けられない方等へのPCR検査等に対する検査及び検査体制の整備に係る経費(上限あり)を補助	支援策ホームページ
35 新型コロナウイルス感染症薬剤師派遣体制確保事業費補助金	補助金	薬局	医療機関・薬局の薬剤師が新型コロナウイルスに感染し、調剤等の業務を行えない場合に、薬剤師を確保し、地域の医薬品提供体制が維持できるよう、他の医療機関・薬局が薬剤師派遣を行うために必要な経費を支援。	支援策ホームページ	
36 新型コロナウイルス感染症薬局継続再開支援事業費補助金	補助金	薬局	薬剤師が少ない地域において、薬剤師の新型コロナウイルス感染により休業せざるを得なくなった薬局に対して、施設の消毒に要する経費等、当該薬局業務の継続再開に必要な経費を支援。	支援策ホームページ	

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

	支援策	対象	概要	問合せ先
文化・芸術活動への支援	37 岐阜県文化公演動画配信促進助成金	<div style="background-color: red; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">受付終了</div> 県内の芸術家等(過去2年間、継続した文化芸術活動の実績を有する個人又は団体)	ぎふ清流文化プラザ、OKBふれあい会館、飛騨・世界生活文化センター、県図書館、ソトピアジャパン、セミックパークMINOのホールを使用した一般に公開される公演等で動画配信を行うものに対し、75万円を上限に助成。	県教育文化財団 ☎058-233-8161

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先			
事業者向け	感染拡大防止 感染拡大を防ぐために	50	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）【R3.8.23消印有効】	受付終了	時短要請区域内の飲食店等	新型コロナ感染症の感染拡大抑制のため、県の営業時間短縮要請（要請期間：R3.4.26～R3.6.20）に対し、全面的に協力される事業者に協力金を支給。	支援策ホームページ
		51	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）【R3.9.15消印有効】	受付終了	時短要請区域内の飲食店等	新型コロナ感染症の感染拡大抑制のため、県の営業時間短縮要請（要請期間：R3.6.21～R3.7.4）に対し、全面的に協力される事業者に協力金を支給。	支援策ホームページ
		52	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）【R3.11.30消印有効】	受付終了	時短要請区域内の飲食店等	新型コロナ感染症の感染拡大抑制のため、県の営業時間短縮要請（要請期間：R3.8.17（一部地域は8.27）～R3.9.30）に対し、全面的に協力される事業者に協力金を支給。	支援策ホームページ
		53	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）早期支給分【R3.9.10消印有効】	受付終了	時短要請区域内の飲食店等	新型コロナ感染症の感染拡大抑制のため、県の営業時間短縮要請（要請期間：R3.8.20～R3.9.12）に対し、全面的に協力される事業者に協力金（第7弾）の一部を早期支給。	支援策ホームページ
		54	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）	受付終了	時短要請区域内の飲食店等	新型コロナ感染症の感染拡大抑制のため、県の営業時間短縮要請（要請期間：R3.10.1～R3.10.14）に対し、全面的に協力される事業者に協力金を支給。	支援策ホームページ
		55	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9弾）	受付前	時短要請区域内の飲食店等	新型コロナ感染症の感染拡大抑制のため、県の営業時間短縮要請（要請期間：R4.1.21～R4.2.13）に対し、全面的に協力される事業者に協力金を支給。	支援策ホームページ
		56	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9弾）早期支給分【R4.2.10消印有効】	給付	時短要請区域内の飲食店等	新型コロナ感染症の感染拡大抑制のため、県の営業時間短縮要請（要請期間：R4.1.21～R4.2.13）に対し、全面的に協力される事業者に協力金（第7弾）の一部を早期支給。	支援策ホームページ
		57	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等）	受付終了	時短要請区域内の、(1)建築物の床面積が1,000㎡を超える施設、(2)要請に応じた(1)の施設を貸借するテナント事業者	新型コロナ感染症の感染拡大抑制のため、県の営業時間短縮要請（要請期間：R3.8.20～R3.9.30）に対し、全面的に協力される事業者に協力金を支給。	支援策ホームページ
		58	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食業の許可を受けていないカラオケ店舗）	受付終了	緊急事態措置区域内の飲食業の許可を受けていないカラオケ店舗	新型コロナ感染症の感染拡大抑制のため、県の休業要請（要請期間：R3.8.27～R3.9.30）に対し、全面的に協力される事業者に協力金を支給。	支援策ホームページ
		59	働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）【国】	受付終了	中小企業事業主	国の働き方改革推進支援助成金を活用し、テレワークを新規で導入する中小企業者に対し、県独自の上乘せ支援を実施。	県労働雇用課 ☎058-272-1111 （内線3122）
		60	新型コロナウイルス感染症対策特例助成金上乘給付金【県】				
61	テレワーク用サテライトオフィス設置支援事業	その他	IT関連企業	施設利用型テレワークを行うためのサテライトオフィスをソフトピアジャパンセンターに整備する際に、その利用料（家賃）を減免。	ソフトピアジャパンセンターホームページ		

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先
事業者向け 感染拡大防止 感染拡大を防ぐために	62 中小企業等スマートワーク促進補助金	県内中小企業等	業務の自動化、生産性向上、事業変革に繋がる設備投資やセキュリティ対策に係る経費の一部を補助。	支援策ホームページ
	63 広域バス路線運行維持奨励金	県内乗合バス事業者	・乗合バス事業者が密を回避し、路線、便数を維持する運行に対し、奨励金により支援する。 ・支援額：経常費用と経常収益の差額に3/20又は1/6を乗じた額。	県公共交通課 ☎058-272-8657
	64 バス・タクシー感染防止対策事業費補助金	県内バス・タクシー事業者	・バス及びタクシー事業者が実施する高性能フィルタを装着した空気清浄機等の車両への設置に対し、国庫補助事業に協調して補助。 ・補助額：事業者負担額の1/2（ただし上限あり）。	県公共交通課 ☎058-272-8657
	65 自動車運転代行業感染防止対策事業費支援金	県内自動車運転代行業者	・自動車運転代行業者が取り組む新型コロナウイルス感染症防止対策に対して、随伴車両台数に応じて支援する。 ・給付額：随伴車両1台あたり2万円。	県公共交通課 ☎058-272-8657
	66 岐阜県乗合バス運行感染拡大防止支援補助金	県内乗合バス事業者	通学時における路線バスの混雑緩和を図るため、乗合バスの増便又は続行便の運行に要する経費を補助。補助率1/2。	県公共交通課 ☎058-272-8657
	67 岐阜県タクシー事業者キャッシュレス決済推進事業費補助金（申請期限：R4.1.31）	県内タクシー事業者	・非接触型ICカード決済端末の導入に係る経費を補助。 ・補助率：1/2（車両1台あたり1万円を上限とする）。	県公共交通課 ☎058-272-8657
	68 地方鉄道感染防止対策等普及啓発事業費補助金	地方鉄道事業者	地方鉄道事業者が、駅や車両等を活用して行う啓発に要する経費を支援	県公共交通課 ☎058-272-8657
	69 広域バス路線感染防止対策等普及啓発事業費補助金	バス事業者	バス事業者が、バス停や車両等を活用して行う啓発に要する経費を支援	県公共交通課 ☎058-272-8657
	70 飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金（アクリル板）	県内の飲食店	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした、飛沫感染防止対策のために設置するアクリル板等の遮蔽物の購入に要する経費を補助。補助率10/10（1店舗当たり5万円上限）	支援策ホームページ
	71 飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金（CO2センサー）	県内の飲食店	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため設置する、二酸化炭素濃度測定器（CO2センサー）の購入に要する経費を補助。補助率10/10（1店舗あたり1台まで、2万円上限）	支援策ホームページ
72 新型コロナウイルス感染症検査促進事業補助金【再掲】	無料検査を行う医療機関、ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者	健康上の理由や年齢制限によりワクチン接種を受けられない方等へのPCR検査等に対する検査及び検査体制の整備に係る経費（上限あり）を補助	支援策ホームページ	
73 介護者の感染に伴う要介護高齢者受入施設協力金	高齢者の短期入所施設	同居の介護者が新型コロナウイルスに感染したことで要介護者の生活が困難になった場合に、県からの依頼に応じて当該要介護者を受け入れた短期入所施設に協力金を支給	県高齢福祉課 ☎058-272-1111 （内線2601）	

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先	
事業者向け 雇用支援	新たに従業員を雇いたい	74 雇用調整助成金	給付 労働者を一時休業、教育訓練又は出向を行うことで労働者の雇用の維持を図った事業者	休業手当、賃金等の一部を助成。雇用保険被保険者でない非正規雇用者も対象。	厚生労働省 支援策ホームページ
		75 雇用維持・継続人材マッチング事業	補助 労働力が不足する企業及び労働力に余剰のある企業	労働力が不足する企業情報をマッチングサイトに掲載し、労働力に余剰のある企業との労働力シェアマッチングを支援。	支援策ホームページ
		76 労働力シェア促進交付金	給付 在籍型出向により人材を受け入れた事業主	県運営のマッチングサイトに掲載された求人情報、または産業雇用安定センターで受け付けた求人情報により、県内の事業所から正社員を在籍型出向で県内の事業所に受け入れた場合、1人当たり5万円を交付。1事業所当たり10人まで。	県産業人材課 ☎058-272-1111 (内線3292)
		77 産業雇用安定助成金	補助 在籍型出向により労働者の雇用を維持する出向元と出向先の双方の事業主	在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、出向中に要する経費の一部を助成するとともに、出向の成立に要する措置を行った場合に定額を助成。	厚生労働省 支援策ホームページ
		78 新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金	受付終了 中小企業事業主	就労の場を失った離職者を正社員として3か月を超えて継続雇用した事業者に対して奨励金を支給。支給額は対象労働者1人当たり60万円。対象労働者が就職氷河期世代の場合は1人当たり90万円。	県労働雇用課 ☎058-272-1111 (内線3122)
	従業員の家族のために	79 労働力確保緊急支援事業	補助 技能実習生等を確保できない農業者	新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限等により、外国人技能実習生等を受け入れることができない農業者に対し、人材確保に伴う賃金や交通費などの掛かり増し経費を補助。	農林水産省 支援策ホームページ
		80 人材確保等支援助成金（テレワークコース）	補助 中小企業事業主	良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、取組に係る経費の一部を助成。	厚生労働省 支援策ホームページ
		81 トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）	補助 一定の要件を満たす方を、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主	新型コロナの影響により離職を余儀なくされた方で、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対し、試行雇用期間中の賃金の一部を助成。	厚生労働省 支援策ホームページ
		82 両立支援等助成金／介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）	補助 事業者（一定の要件あり）	新型コロナウイルス感染症への対応として、育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、労働者が有給休暇を取得して家族の介護を行えるような取組を行う中小企業に対する助成。	厚生労働省 支援策ホームページ
		83 小学校休業等対応助成金（企業向け）	補助 有給休暇を取得させた企業	小学校・保育所等の臨時休業に伴い、小学校等に通う子の保護者である労働者に対し、労基法の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対し助成。	厚生労働省 支援策ホームページ
84 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）【再掲】	給付 委託を受けて個人で仕事をしている方（一定の要件あり）	小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった保護者への支援。	厚生労働省 支援策ホームページ		
85 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	補助 事業者（一定の要件あり）	R2.5.7からR3.3.31までの間に、新型コロナに関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、取得させた事業者に対する助成。申請期限はR3.5.31まで。	厚生労働省 支援策ホームページ		

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先
事業者向け 事業継続 資金繰りへの支援	86 新型コロナ経営改善資金	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より15%以上減少し、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者等の資金繰りを支援。 ・融資限度額：4千万円／償還期間：10年以内（据置5年以内）／融資利率：年1.4%／保証料（事業者負担）：実質負担なし	県商業・金融課 ☎058-272-1111 （内線3063）
	87 伴走支援型特別保証	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より15%以上減少し、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者等の借入債務を保証。 ・融資限度額：4千万円／償還期間：10年以内（据置5年以内）／融資利率：金融機関所定／保証料（事業者負担）：年0.2%	県信用保証協会 ☎0120-015-047
	88 セーフティネット保証	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・＜保証4号＞直近の売上が前年より20%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、借入債務を100%保証。 ・＜保証5号＞直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、借入債務を80%保証。	中小企業庁 支援策ホームページ
	89 危機関連保証	貸付 売上が一定程度減少した事業者	直近の売上が前年より15%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠及びセーフティネット保証の保証枠とは更に別枠で、借入債務を100%保証。	経済産業省 支援策ホームページ
	90 新型コロナウイルス感染症特別貸付	貸付 売上が一定程度減少した事業者	直近の売上が前年又は前々年より5%以上減少した事業者等に対し、通常の融資枠とは別枠で無担保による貸付を実施。一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施（据置期間は最長5年）。	日本政策金融公庫 支援策ホームページ
	91 マル経融資 （小規模事業者経営改善資金）	貸付 売上が一定程度減少した事業者	直近の売上が前年又は前々年より5%以上減少した小規模事業者に対し、通常の融資枠とは別枠で貸付（融資後3年間まで金利0.9%引下げ）。一定要件を満たした場合、借入後3年間無利子。	日本政策金融公庫 支援策ホームページ
	92 危機対応融資	貸付 売上が一定程度減少した事業者	直近の売上が前年又は前々年より5%以上減少した事業者等に対して、一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施（据置期間は最長5年）。一定要件を満たした場合、借入後3年間無利子。	商工組合中央金庫 支援策ホームページ
	93 危機関連対応資金	貸付 中小・小規模事業者	・売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 ・融資限度額：運転・設備1億円／償還期間：運転7年以内、設備10年以内／融資利率：年1.0%、信用保証料負担：年0.6%	支援策ホームページ
	94 経営環境変化対応資金 （セーフティネット貸付）	貸付 経営状態が悪化した事業者	「売上が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて対象とした融資制度。	日本政策金融公庫 支援策ホームページ
	95 衛生環境激変対策特別貸付 （特別貸付）	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年又は前々年より10%以上減少した生活衛生関係営業業者等に対する融資制度。 ・旅館業者：限度額3,000万円／償還期間 7年以内。	日本政策金融公庫 支援策ホームページ
	96 危機対応融資	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年又は前々年より5%以上減少した事業者等に対し資金繰り支援を実施。 ・貸付期間：設備20年以内、運転15年以内。	経済産業省 支援策ホームページ
97 農林漁業セーフティネット資金	貸付 農林漁業者	資金繰りに著しい支障を来している農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付。貸付条件：貸付当初5年間実質無利子／実質無担保／貸付限度額 1,200万円 等	日本政策金融公庫 支援策ホームページ	

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先
事業者向け 事業継続 資金繰りへの支援 経営を改善したい	98 林業・木材産業災害復旧対策保証	貸付 林業・木材産業者	・経営の維持安定が困難な林業、木材産業者に対する貸付。 ・債務保証の当初5年間の保証料免除、保証限度額 8,000万円。	農林漁業信用基金支援策ホームページ
	99 既往債務の借換資金への信用保証	貸付 林業者	・民間金融機関を利用して債務を借り換える際、農林漁業信用基金の信用保証を条件に、利子助成（窓口：全木連） ・債務保証の当初5年間の保証料免除、3億または必要額のいずれか低い額	(独) 農林漁業信用基金
	100 アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金	受付終了 小規模事業者	・県内に主たる事務所を有する小規模事業者に対し、事業転換など、アフターコロナに向けた意欲的な取組みを支援する補助制度。 ・補助率2/3、補助上限150万円。	県商工政策課 ☎058-272-1111 (内線3087)
	101 移動販売事業運営費補助金	補助 食料品・日用品を移動販売する個人事業者、企業、団体	新型コロナウイルス感染症の影響により、食料品等の買物に課題を抱える高齢者や障がい者を支援するため、移動販売事業の実施に要する経費の補助。補助率1/2、上限あり。	支援策ホームページ
	102 介護ロボット導入促進事業費補助金（募集期限：R3.6.21必着）	受付終了 介護サービス事業者	新型コロナによる業務量の増加に対応するため、業務負担の軽減や効率化に資する介護ロボットの導入経費に対する補助。補助率1/2（一定の条件を満たす場合は3/4）、上限あり。	県高齢福祉課 ☎058-272-1111 (内線2595)
	103 介護事業所におけるICT導入支援費補助金（募集期限：R3.6.21必着）	受付終了 介護サービス事業者	新型コロナによる業務量の増加に対応するため、業務負担の軽減や効率化に資する介護ソフトや通信環境整備などICT化に係る経費への補助。補助率1/2（一定の条件を満たす場合は3/4）、上限あり。	県高齢福祉課 ☎058-272-1111 (内線2595)
	104 障害福祉分野ロボット等導入費補助金	受付終了 障害者支援施設、共同生活援助ほか	障害者支援施設等が感染拡大の防止、負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るためにロボット導入経費を補助。補助率10/10、上限あり。	県障害福祉課 ☎058-272-1111 (内線2617)
	105 障害福祉サービス事業所等におけるICT導入支援事業費補助金	受付終了 障がい福祉サービス事業所等	障害福祉サービス事業所等における新型コロナ感染拡大防止や生産性向上の取組みを促進するため、ICT機器導入に係る経費を助成。補助率10/10、上限あり。	県障害福祉課 ☎058-272-1111 (内線2613)
	106 BCP策定支援事業	その他 県内に本社又は事業所が所在する企業、団体等の県内の事業所	新型コロナウイルス感染症にも対応したBCPの策定及びブラッシュアップを支援するため、「岐阜県新型コロナウイルス感染症対応BCP基本モデル」を活用した、専門家によるWEBセミナー等を実施。	県商工政策課 ☎058-272-1111 (内線3045)
	107 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	受付終了 飲食店の時短営業や外出・移動の自粛により売上が減少した中堅・中小事業者	2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に一時支援金を給付。	中小企業庁支援策ホームページ
108 酒類の提供停止、カラオケの利用自粛の要請により直接影響を受ける事業者への支援金	受付終了 酒類提供停止、カラオケ利用自粛の要請により直接影響を受ける県内の事業者	新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制の為、県の営業時間短縮要請（要請期間：R3.5.16～R3.5.31）に対し、全面的に協力する事業者に1事業者当たり10万円を支給。	支援策ホームページ	
109 酒類納入業者への支援金	受付終了 県内の飲食店等へ一定期間、定期的に酒類を納入する県内の事業者	県の営業時間短縮要請等に伴い、影響を受ける酒類納入事業者に1事業者当たり10万円を支給。	支援策ホームページ	

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先
事業者向け 事業継続 経営を改善 したい	110 タクシー事業者及び自動車運転代行事業者への支援金	県内に事務所を有する、タクシー事業者及び自動車運転代行事業者	県の営業時間短縮要請（要請期間：R3.5.16～R3.5.31）等に伴い、影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行事業者に1事業者当たり10万円を支給。	支援策ホームページ
	111 岐阜県内の宿泊事業者への支援金	県内で不特定多数の利用に供する宿泊施設を営む事業者	事業者が運営する施設の定員数を合算し、一事業者あたり40～200万円の支援金を支給。	支援策ホームページ
	112 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（期限：9月分：～11/30、10月分：～1/7）	飲食店の時短営業や外出自粛により売上が減少した中堅・中小事業者	R3.4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に月次支援金を給付。	経済産業省 支援策ホームページ
	113 岐阜県売上減少事業者等支援金（4月・5月・6月分）【R3.9.30消印有効】	県の非常事態宣言等に伴う飲食店の休業や時短営業又は外出自粛等の影響により売上が減少した事業者	令和3年4月～6月のそれぞれの月の売上が、前年又は前々年と比べて30%以上50%未満減少した事業者（ただし、4月は売上が50%以上減少していても、国の「月次支援金」の対象とならない場合は給付可）に対し、売上減少額を支給（中小法人：上限10万円/月、個人事業者等：上限5万円/月）	支援策ホームページ
	114 岐阜県売上減少事業者等支援金（8月・9月分）【R3.11.30消印有効】	①まん延防止等重点措置等に伴う飲食店の休業や時短営業、②外出自粛等の影響により、売上が減少した事業者	令和3年8月～9月のそれぞれの月の売上が、前年又は前々年と比べて30%以上50%未満減少した事業者に対し、中小法人10万円/月(20万円/月)、個人事業者等5万円/月(10万円/月)を上限に売上減少額を支給。ただし、（ ）内は①により売上が減少した酒類販売事業者の場合。	支援策ホームページ
	115 岐阜県売上減少事業者等支援金(第3弾)（10月分）	①令和3年10月を対象期間とした岐阜県を含む19都道府県による要請等に伴う飲食店の休業や時短営業、②要請による外出自粛等の影響により、売上が減少した事業者	令和3年10月の売上が、前年又は前々年と比べて30%以上50%未満減少した事業者に対し、中小法人等10万円/月(20万円/月)、個人事業者等5万円/月(10万円/月)を上限に売上減少額を支給。ただし、（ ）内は①により売上が減少した酒類販売事業者の場合。	支援策ホームページ
	116 酒類納入事業者支援金（月次支援金上乘せ枠）	まん延防止等重点措置等に伴う飲食店に対する「酒類の提供停止」の要請に伴い、影響を受ける酒類販売事業者	令和3年8月、9月の各月の売上が、前年又は前々年と比べて下記①～③の金額を上限に売上減少額から月次支援金の給付額控除後の不足分を支給。①50%以上(中小法人:20万円/月、個人事業者等:10万円/月)、②70%以上(中小法人:40万円/月、個人事業者等:20万円/月)、③90%以上(中小法人:60万円/月、個人事業者等:30万円/月)	支援策ホームページ
	117 事業復活支援金【R4.5.31消印有効】	新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けた事業者	令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上が①平成30年11月～平成31年3月、②令和元年11月～令和2年3月、③令和2年11月～令和3年3月のいずれかの期間の同じ月と比較して、30%以上減少した中小法人に上限250万円、個人事業者等に上限50万円を給付。	経済産業省 支援策ホームページ
	118 酒類納入事業者支援金(月次支援金上乘せ枠)(第2弾)【10月分】	令和3年10月を対象期間とした要請等に伴う飲食店の時短営業等により、影響を受ける酒類販売事業者	令和3年10月の売上が、前年又は前々年と比べて50%以上減少し、月次支援金を受給している事業者に対し、下記①～③の金額を上限に売上減少額から月次支援金の給付額控除後の不足分を支給。①50%以上(中小法人等:20万円/月、個人事業者等:10万円/月)、②70%以上(中小法人等:40万円/月、個人事業者等:20万円/月)、③90%以上(中小法人等:60万円/月、個人事業者等:30万円/月)	支援策ホームページ
	119 コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive補助金）（キャンセル料支援事業）	音楽・演劇・伝統芸能等の公演、展示会、遊園地の主催・運営法人	緊急事態措置区域等における音楽、演劇等の公演、展示会、遊園地・テーマパークの開催等の延期・中止に係るキャンセル費用を支援。	映像産業振興機構 支援策ホームページ
	120 事業再構築補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少した中堅・中小事業者	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取り組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に係る経費の一部を補助。	経済産業省 支援策ホームページ
121 ものづくり補助金	中小・小規模事業者等	・新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援。 ・対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援。	全国中小企業団体中央会 支援策ホームページ	

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先	
事業者向け 事業継続 経営を改善 したい	122 持続化補助金	補助	中小・小規模事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等が経営計画を策定して取組む販路開拓等を支援。 ・ポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策経費（消毒液購入費、換気設備導入費、飛沫防止のための板面等購入費等）の一部を支援。 	全国商工会連合会 支援策ホームページ 日本商工会議所 支援策ホームページ
	123 IT導入補助金	補助	中小・小規模事業者等	バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がるITツールの導入を支援／複数のプロセスを非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援／生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援。	サービスデザイン 推進協議会 支援策ホームページ
	124 商店街DX事業費補助金	補助	商店街振興組合、商工会議所、商工会等	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街組織が実施するDX（デジタルトランスフォーメーション）に資する事業に必要な経費に対する補助。 ・補助率2/3以内、上限あり。 	県商業・金融課 ☎058-272-1111 (内線3066)
	125 サプライチェーン対策生産設備導入事業費補助金（第2次募集）	受付終了	県内に事業所を有する製造業の企業	サプライチェーンの見直しにより海外生産から国内生産に切替えたり、海外に依存している部品を国内で新たに生産するため、生産設備を導入する場合に補助 ・補助率2/3以内、補助上限額5千万円	支援策ホームページ
	126 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	受付終了	製造業、情報通信業、物流業の企業	サプライチェーン強靱化のため、生産拠点の集中度が高い製品や、国民が健康な生活を営む上で重要な製品の生産拠点等の整備に対して補助。補助率2/3以内。上限100億円。	経済産業省 支援策ホームページ
	127 企業立地促進事業補助金（サプライチェーン対策枠）	補助	県内に工場を新設（増設）する製造業の企業	サプライチェーンの見直しによる工場の新設（増設）に対する補助。従来の企業立地促進事業補助金の中で投資額及び雇用要件を緩和。補助率1/10以内、補助上限額5億円。	県企業誘致課 ☎058-272-1111 (内線3085)
	128 航空宇宙産業競争力維持支援事業費補助金	受付終了	県内航空宇宙産業関連中小企業	航空宇宙分野での企業間取引に必要な公的認証（JISQ9100）を維持していくため定期審査や更新審査に要する経費の一部を助成。	県産業経済振興センター 支援策ホームページ
	129 岐阜県航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費助成金	受付終了	県内航空宇宙産業関連中小企業	航空宇宙産業で培った高度な技術を活かし、新分野への展開を図るための取り組み（事業計画の策定、試作品の作成、販路開拓）に要する経費の一部を助成。	県産業経済振興センター 技術支援課 ☎058-379-2212
	130 ヘルスケア産業新ビジネス開拓支援事業費補助金	受付終了	県内に本社又は事業所を有する法人及び個人	従来の医療機関、モノづくり企業等に福祉機関等を加えたネットワークを創設し、「新たな日常」に対応したヘルスケア産業分野への新ビジネス展開を支援（ハンズオン支援・国内展示商談会出展支援）。	県産業経済振興センター 各務原支所 ☎058-379-2212
	131 岐阜県技術シーズ移転・実証事業費補助金	受付終了	県内中小企業等、その他知事が適当と認める団体	県内産業の中長期的な業績回復を支援するため、技術移転・実証のための機器導入や試作などに要する費用に対する補助。	支援策ホームページ
	132 岐阜県中小企業脱炭素化事業費補助金	受付終了	県内に本社又は事業所を有し、脱炭素化に向けた取り組みを行う中小企業、団体	中小企業等が行う脱炭素化の取り組みに要する経費の一部を補助	新産業・エネルギー 振興課 ☎058-272-8835
	133 地域消費喚起事業費補助金	受付終了	県内地場産業の組合、実行委員会等	地場産業の組合等が県内やオンラインで開催する県産品フェアに対する支援。	県地域産業課 ☎058-272-8361

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先
事業者向け 事業継続 経営を改善 したい	134 中小企業販路開拓等緊急支援事業費補助金	受付終了	中小企業者、県内地場産業の組合等	県内中小企業や地場産業の組合等による新商品開発・改良や国内外の見本市等への出展・開催等を支援。 県地域産業課 ☎058-272-8361
	135 アフターコロナ対応新商品開発支援補助金	受付終了	地場産業に係る製造業を営む中小事業者	地場産業に係る製造業を営む県内中小企業者等による、アフターコロナに対応する新商品開発を行うための設備導入に係る経費を支援。 県地域産業課 ☎058-272-8361
	136 肥育牛経営改善等緊急対策事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）	受付終了	畜産農家（肥育牛生産）	所得や営業利益を事業実施年度と比較して3%改善することを目的として、経営体質強化を図る取組みを実施する肥育経営体に対して出荷頭数に応じた奨励金を交付。補助率：定額2万円/頭以内。 農畜産業振興機構
	137 肉用子牛流通円滑化緊急対策	補助	畜産農家（肉用子牛生産）	・感染症の影響により、肉用子牛の出荷の停滞が懸念されるため、計画出荷に係る掛かり増し経費を支援。 ・補助対象：計画出荷に係る掛かり増し経費(飼料費等)、補助率:定額 農畜産業振興機構
	138 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業	補助	畜産農家（肉用子牛生産）	感染症拡大の影響により肉用子牛の全国平均価格が発動標準を下回った場合に、経営改善のための取組みを行う生産者に対し、販売頭数に応じ奨励金を交付。定額補助(1頭あたり1万円又は3万円,条件等により単価異なる) 農畜産業振興機構
	139 県産材輸出オンライン商談会	受付終了	林業・木材産業者	海外企業と県内企業とのマッチングを行うオンライン商談会を開催。開催にあたっては、WEB特設サイトにより県内企業をPRし、海外企業の参加を募る。 県産材流通課 ☎058-272-1111 (内線3015)
	140 ぎふの木で家づくり支援事業	補助	県産材住宅の建設主（施主）	木材需要の喚起及び県内工務店の経営を支援するため、住宅の構造材や内装材に加え、新たに外壁や木塀などに一定量以上の県産材を使用した建築主へ助成。 県産材流通課 ☎058-272-1111 (内線3015)
	141 林業・木材事業者活動強化支援補助金	受付終了	林業・木材事業者	WEBを活用した非対面型の営業活動や海外通販サイトの開設など、コロナ社会に対応した国内外での販路拡大に向けた取組みを支援。補助率1/2以内。補助上限額：1,000千円（国内販路拡大）、2,000千円（海外販路拡大）。 県産材流通課 ☎058-272-1111 (内線3015)
	142 飛騨牛輸出促進緊急支援事業費補助金	補助	食肉販売事業者	コロナ禍でニーズの高まる飛騨牛の小ロット輸出に必要な加工費（掛かり増し相当分）に対する定額補助（1頭あたり5万円）。 県農産物流通課 ☎058-272-1111 (内線2918)
	143 新規輸出品目促進事業費補助金	受付終了	農畜水産業者、食品事業者	コロナ禍での海外食市場の変化に対応した商品開発やPR資材作成、商談会出展などの取組みに対する補助。補助率1/2、上限1,000千円。 県農産物流通課 ☎058-272-1111 (内線2918)
	144 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業費補助金	受付終了	食品製造事業者、食品流通事業者等	・輸出先国の市場変化等に対応した食品製造施設整備を緊急支援。 ・補助率1/2(HACCP等を取得あり)、3/10(HACCP等未取得なし)。 県農産物流通課 ☎058-272-1111 (内線2918)
	145 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（3次募集 ～R3.6.22）	受付終了	事業者	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により販売量が2割以上減少等した国産農林水産物等を活用したネット販売や多様な販路の確立、学校給食等への食材提供等の取組経費を補助 事業応募ホームページ

【岐阜県】新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

令和4年2月5日現在

支援策		対象	概要	問合せ先	
事業者向け その他	事業継続 経営を改善したい	146 卸売業者等業務継続支援事業費補助金【申請期限:R4.1.31】	補助 県内の中央・地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者	コロナ禍で売上高が減少した卸売業者等に対し、経営の負担となる卸売業務に必要な車両費、器具備品費や電算システム費等固定的経費の一部を補助	県農産物流通課 ☎058-272-1111 (内線2855)
		147 清流の国ぎふ地産地消オンラインキャンペーン事業費	その他 独自のECサイトを開設し、県産農産物等の受注・販売を行っている県内の農業者・事業者	新型コロナウイルス感染症の影響で野菜の販売が低迷しているため、県産農産物等EC販売プラットフォーム「清流の国ぎふ地産地消マルシェ」を開設し、野菜の需要喚起及び県内農業者等の販路拡大を支援	支援策ホームページ
	148 依頼試験手数料及び機器使用料の減免	その他 県内中小企業等、その他知事が適当と認める団体	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等に対し、工業系試験研究機関が実施する依頼試験手数料及び開放機器使用料を減免。適用期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日。	支援策ホームページ	
	149 県営工業用水道料金の徴収猶予	その他 12事業所	資金繰りを支援するため、受水企業からの申請により料金の徴収を最大3か月猶予。	県水道企業課 ☎058-272-1111 (内線2495)	
	150 テナント賃料を免除した場合の損失の税務上の損金算入	その他 不動産を賃貸する所有者等	賃料の支払いが困難となった取引先に対し、取引先の営業に被害が生じている間の賃料を減免した場合、その免除による損害の額は、寄付金に該当せず、税務上の損金として計上することが可能。	国税庁 関係QAホームページ	
	151 占用料等納入猶予【再掲】	受付終了 納入が困難な法人	道路、河川、砂防の占用料等について、納入が困難な法人に対し、最長で1年間納入を猶予し、猶予期間中の延滞金は免除。 対象：納入期限がR3.6.30までのものに限る	支援策ホームページ	
	152 使用料納入猶予【再掲】	受付終了 納入が困難な法人	都市公園における公園施設の設置若しくは管理許可又は占用許可に基づく使用料について、納入が困難な方に対し、納入を猶予。	各県土木事務所	
	153 厚生年金保険料等の猶予制度の特例	その他 新型コロナの影響により事業収入が減少し一時的に納付が困難な事業者（一定の要件あり）	納付猶予制度を受けていた事業者の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。詳しくは最寄りの年事務所までご相談を。	最寄りの年金事務所	
154 電気・ガス・電話料金、NHK受信料の支払猶予等【再掲】	その他 新型コロナの影響により、左記料金の支払いが困難な企業	電気、ガス、電話料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、国は各事業者に対し、料金の支払猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等について柔軟な対応を要請しています。	各事業者		
155 スマート農業機械・機器貸出事業	その他 1 認定農業者 2 認定新規就農者 3 農業者の組織する団体 他	農業者が生産現場でスマート農業機器・機械等の効果を比較検証できる機会を創出するため、実証用機器・機械等の試用貸出しを行う制度。	農政課 ☎058-272-1111 (内線2809)		

自宅療養中の相談窓口一覧

○自宅療養者相談窓口(看護師常駐)

相談内容 自宅療養中の健康上の心配事

受付内容 24時間対応、土日祝日を含む毎日

※電話番号はご本人に事前にお伝えします。

○ストレスなど心の健康に関する相談

電話番号 058-231-9724

受付時間 平日 AM9～12時、PM1～5時

○コロナハラメントに関する相談

電話番号 058-272-8252

受付時間 平日 AM9～PM5時

自宅療養の詳細については、「自宅療養のしおり」をご覧ください。



インターネットで検索する場合は、「岐阜県 自宅療養のしおり」で検索してください)

新型コロナウイルス感染症

自宅療養 知って 備えて

(県自宅療養のしおり簡易版)



岐阜県 健康福祉部

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）は、現在、県内で感染爆発が続き、受入れ施設のひっ迫により、自宅療養者が増加しています。

もしもの**自宅療養**に備えて、

日頃から**準備**を

・トイレ、浴室、洗面台など、同居する方との共同空間の消毒に必要な**衛生用品（消毒用品、手袋、マスク）**を準備ください。（乳幼児がいる世帯ではミルクやおむつ等）

・**タオル、石けん、歯磨き粉、食器、シーツは、別々に準備**してください。

・**食料、日用品を準備**ください。（目安は2週間分）

※自宅療養になった場合、必要な方には7日相当の食料品等を配送する支援もあります。

自宅療養となった方がすること

○感染を拡大させないために

- ・外出せず、人と会わないでください。
- ・同居の方と生活空間を分け、接触を避けてください。
- ・マスク着用と小まめな手洗いをしてください。

○健康状態の報告を

- ・毎日3回、体温、酸素飽和度の測定のセルフチェックをお願いします。
- ・毎朝1回、スマートフォンやパソコンでのオンラインによる報告をお願いします。
- ※パルスオキシメーターはご自宅に送付します。
- ※スマートフォンをお持ちでない方など、オンライン入力ができない方は、県からの電話連絡により確認させていただきます。

・夜間でも、**体調異変時は必ず専用窓口**に連絡をお願いします。

（専用窓口連絡先は、事前に本人にお伝えします）

新型コロナウイルス感染症で
自宅療養されるみなさまへ

自宅療養のしおり



【第4版】

岐阜県健康福祉部

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2.	自宅療養の準備について・・・・・・・・	P 2
3.	療養期間中の生活について・・・・・・・・	P 4
4.	パルスオキシメーター及び体温計の貸与・返却について・・・	P14
5.	食料品・日用品の配送について・・・・・・・・	P15
6.	自宅療養の終了について・・・・・・・・	P17
7.	自然災害発生時の避難について・・・・・・・・	P19
8.	自宅療養の証明について・・・・・・・・	P21

[添付資料]

- 1) 自宅療養を開始するためのチェックシート
- 2) 自宅療養中の相談窓口一覧
- 3) ご自宅にて療養されている方へ（相談窓口）リーフレット(岐阜県)
- 4) 暮らしにお悩みのあなたへ 生活困窮者自立相談支援窓口のご案内
- 5) 新型コロナウイルス感染症に係る「自宅療養証明書」発行申請書
- 6) 健康記録シート

1 はじめに

このしおりは、新型コロナウイルス感染症の診断を受けられた方のうち、自宅で療養されることになった方にお渡ししています。自宅療養とは、比較的元気な方を対象に、自宅を病院として療養に専念していただくことです。

自宅療養に際してご留意いただきたい点や、健康観察の方法等をまとめていますので、ご一読ください。また、同居するご家族がみえる場合は、ご家族の方にも内容を伝えるようにしてください。

療養期間中は外出を控えていただくなどのご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

『新型コロナウイルスを「正しく恐れる」ことが大切です。』

◎新型コロナウイルス感染症は、

時に人を死に至らしめる危険な病気です。

◎年齢や基礎疾患の有無にかかわらず、

容体が急変して重症化する例もあります。

◎ウイルスはちょっとした隙について感染します。

だからこそ、

★毎日、自分自身の体調を記録・管理し、変化に早めに気づくことが大切です。

★自宅から外へ出ないことはもちろん、ご家族とも可能な限り接しないようにし、他人に拡げないことが大切です。

※災害避難、救急搬送、生活支援等のため、県からお住いの市町村に自宅療養となった方の住所、氏名、連絡先等の個人情報を提供させていただきますので、あらかじめご了承ください。(市町村においても秘密は守られ、療養解除又は入院・入所後は速やかに破棄されます。)

2 自宅療養の準備について

(1) 療養環境の準備

○生活空間

- ・同居される方との接触を最小限に抑えるため、自宅内の**生活空間を完全に分けてください（原則個室）**。

○衛生対応の準備

- ・トイレ・浴室・洗面台等、同居人との共同空間の消毒等に必要な衛生用品（消毒用品、手袋、マスク（サージカルマスクが望ましい。以下、同様。）等）を準備してください。
- ・**タオル、石けん、歯磨き粉等の衛生用品は共用にならないよう、療養者専用分を準備してください。**
- ・**食器、シーツ等も同様に、共用にならないよう、療養者専用分を準備してください。**

(2) 薬の準備

- ・**服用中のお薬がある場合は、療養期間中にお薬が不足することがないように、余裕をもって2週間分程度をご準備ください。**
- ・薬が足りなくなりそうな場合は、かかりつけ医に電話で診療を受けたいうえで、薬を処方してもらうようお願いします。

(3) 食料品・日用品

- ・食料品・日用品については、**2週間分程度**をご準備ください。
- ・希望される方には、7日分相当の食料等を配送する無料サービスがあります。ただし、アレルギーや離乳食等、個々の要望には対応できませんのでご注意ください。
- ・配送サービスをご利用されない場合は、ご自身でオンラインショッピング等を利用して、調達いただきますようお願いします。

※詳しくは、「5 食料品・日用品の配送について」(P15)をご覧ください。

3 療養期間中の生活について

(1) 健康状態の報告

・毎日3回、午前7時30分、午後2時及び午後7時に、体温計による検温、パルスオキシメーターによる酸素飽和度（SpO₂）の測定をしていただき、巻末の「健康記録シート」に記入をお願いします。

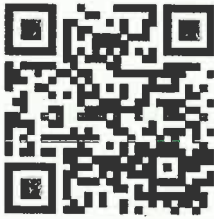
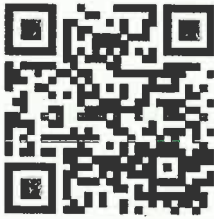
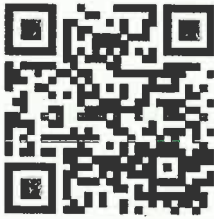
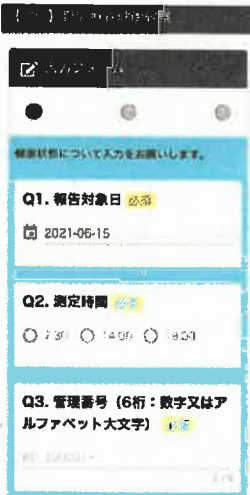
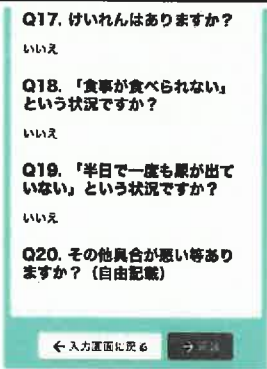
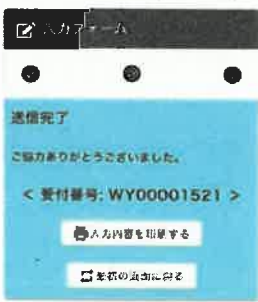
・スマートフォンやパソコンなどを使い、オンライン入力により、1日1回、健康状態を報告してください（入力方法は、次ページの「オンライン入力マニュアル」を参照してください）。

オンライン入力の確認できなかった場合や、症状の出現が認められる場合などは、健康観察のために、県担当看護師より電話をします。

・その他、状況等の確認のため、県担当から電話することがあります。

※SMS（ショートメッセージ）の受信が可能な携帯電話、スマートフォンを連絡先としてお申し出いただき、送信について、ご了解いただいた方には、**オンライン入力フォームのURL付きSMS（ショートメッセージ）をお送りします。**なお、このショートメッセージへの返信はできませんので、体調に異変があるなど、県担当看護師へ連絡したいことがございましたら、オンライン入力サイトへ入力、もしくは自宅療養者専用電話相談窓口（電話番号はご本人にお伝えします）へお電話くださいますようお願いいたします。

オンライン入力マニュアル

<p>① お手持ちのスマートフォンかパソコンなどから、右のURLの入力又はQRコードの読み取りにより、入力フォームにアクセスしてください。（ご了解いただいた方には、右のURL付きSMSショートメッセージを送付しますので、そちらからアクセスしていただけます。）</p>	<p>入力フォームのアドレス</p> <table border="1"> <tr> <td>URL</td> <td>https://logoform.jp/f/mMMBV</td> </tr> <tr> <td>QRコード</td> <td></td> </tr> </table> <p>※入力フォームへのアクセスにかかるインターネット利用料はご利用者負担となりますので、ご了承ください。</p>	URL	https://logoform.jp/f/mMMBV	QRコード				
URL	https://logoform.jp/f/mMMBV							
QRコード								
<p>② 入力フォームの各項目を入力し、『確認画面へ進む』を押してください。</p> <p>※Q3「管理番号（6桁）」は、個人ごとに県から連絡する番号を入力してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>管理番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（県から連絡する番号をメモしてください。）</p>	管理番号							
管理番号								
<p>③ 入力内容を確認し、『送信』を押してください。</p>								
<p>④ 『送信完了』が表示されたら完了です。別の方を続けて入力いただく場合は、『最初の画面に戻る』を押し、①から③を繰り返してください。完了後、『×』ボタン等で閉じてください。</p>								

- ・スマートフォン等のインターネットに接続可能な端末をお持ちでない場合は、**毎日**、健康観察のために、**県担当看護師より電話**をします。体温、血液中の酸素飽和度（SpO2）を含む、体調についてお聞きしますので、**ご回答ください。体調に異変などがある場合は、必ずご報告ください。**

- ・**県からの電話連絡には必ず出るようにしてください。**
- ・**電話への応答がない場合には、安否確認のため、緊急連絡先等へ連絡をとらせていただくことやお住まいの市町村、警察署、消防署等に協力いただきご自宅（療養場所）に直接訪問することがありますので、ご承知おきください。**

- ・次のページに示すような「**緊急性の高い症状**」がある場合は、県からの電話連絡を待つことなく、**至急、自宅療養者専用電話相談窓口**（電話番号はご本人にお伝えします）にご連絡ください。

【緊急性の高い症状】（例示） ※印は、同居人が確認してください。

【血液中の酸素飽和度 (SpO2) の値】	・ 95%以下である
【表情・外見】	・ 顔色が明らかに悪い（※） ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい（※）
【息苦しさ等】	・ 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・ 急に息苦しくなった ・ 生活をしていて少し動くと息苦しい ・ 胸の痛みがある ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ 肩で息をしている ・ 突然（2時間以内を目安）ゼーゼーしはじめた
【意識障害等】	・ ぼんやりしている（反応が弱い）（※） ・ もうろうとしている（返事がない）（※） ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

（2）健康相談等

- ・ 自宅療養者専用の24時間窓口を設置しています。健康状態に関することや、療養期間中のお困りごとについて、電話にて相談をお受けします。
- ・ 発熱や呼吸が苦しいなど体調が悪くなった場合は、夜間であっても速やかにご連絡ください。

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者専用電話相談窓口

（電話番号はご本人にお伝えします。）

(3) 療養期間中の注意事項

- ・療養期間中は**外出をしない**てください。
- ・同居する方と**生活空間を分け**、食事は確保した生活空間で取り、トイレ、入浴以外は、**極力個室から出ない**ようにしてください。
- ・部屋を出入りする際は、**必ずマスクを着用**してください。また、**こまめにアルコールで手指消毒するか、石けん等で手洗い**をしてください。
- ・日中は、30分から1時間おきに、**部屋の換気**を行ってください。
- ・健康状態の正確な把握が困難になる恐れや、病状の悪化を招く恐れがあることから、**飲酒・喫煙は厳禁**です。
- ・オンラインショッピング等を利用する際は、**配達員の方と接触しない**よう「置き配」とするなど、受取方法に注意してください。
- ・パルスオキシメーターによる酸素飽和度（SpO₂）を正しく測定するため、測定する指にマニキュアを塗らないでください。

(4) 同居する方への注意事項

- ・ 自宅内の生活空間を完全に分け（原則個室）、療養者との接触は最小限としてください。自宅内に複数の療養者がいる場合、療養者同士は同じ生活空間でも構いません。
- ・ 同居人が療養者のケアを行う場合には、可能な限り特定の人がケアを行い、会話はスマートフォンなどを使用するなど、接触は必要最低限にしてください。基礎疾患がない健康な人が担当することが望ましいです。
- ・ 同居人全員がマスクを着用し、こまめにアルコールで手指消毒するか、石けん等で手洗いをしてください。
- ・ 療養者がトイレ、入浴などで共用スペースを使った時に手で触れる部分（ドアノブ、手すり、照明のスイッチなど）は、療養者が使った都度及び1日1回以上、同居人がアルコール含有のティッシュ等で拭き取り、消毒してください。また、療養者が手で触れる部分を触った場合には、直ちに手指消毒するか、石けん等で手洗いをしてください。
- ・ 療養者が歯磨きやうがいで使用した洗面台は、使用後に洗い流し、水しぶきを綺麗に拭きあげてください。
- ・ トイレ、浴室等の療養者と共用する場所は、清掃と換気を十分に行い、入浴は療養者が最後に行うようにしてください。
- ・ 食器、シーツ等は療養者専用のものを用意し、共用しないでください。

- ・療養者が使用した食器や、汚れた衣類、シーツ等を扱う際は、**手袋とマスクを着用**してください。また、衣類、シーツ等を療養者の部屋等から持ち出す時は、**ビニール袋に包んで持ち出**してください。
- ・食器類の洗浄や衣類、シーツ等の洗濯は通常の洗剤で行い、しっかりと乾燥させてください。感染していない同居人が使用したものと一緒に洗浄、洗濯しても構いません。
- ・**不要不急の訪問者は受け入れ**ないでください。宅配業者についても、**配達員の方と接触**しないよう「置き配」とするなど、受取方法に注意してください。

(5) ごみ出し方法

- ・生ごみは、しっかりと水を切ってからごみ袋に入れてください。
- ・ごみ箱には、ごみ袋をかぶせてください。
- ・ごみ袋がいっぱいになる前に、早めに、**ごみに直接触れないよう、ごみ袋の空気を抜き、ごみ袋の口をしっかり結んでください。**万が一、**ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。**
- ・**厳重に密閉して、家庭ごみとして捨ててください。**
- ・**廃棄の際にはマスク、手袋を着用し、廃棄後は手洗い等により感染防止対策を行ってください。**

<参考>

出典：「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」 チラシ（環境省）

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



環境省公式HP

(6) ペットを飼われている方へ

- ・療養期間中は、**過度な接触を控え、ペットと距離を取る**ようにしてください。
- ・療養期間中に、医療機関に入院することになるなど、もしもの時に備え、ペットのお世話が**できる方がいない**場合には、親類や知人などに預かっていただけるよう、あらかじめ決めておくようお願いします。

4 パルスオキシメーター及び体温計の貸与・返却について

(1) 貸与

- ・パルスオキシメーター（指先に装着して血液中の酸素飽和度（SpO₂）を測定する機器）及び体温計は、ご自宅に送付します。
- ・使用方法の詳細は、送付時に同封されている説明書をご覧ください。

(2) 返却

- ・自宅療養終了日から3日間お手元に留め置き、4日後に送付時に同封されている返却用レターパックに、パルスオキシメーターと体温計を入れ、**ポストに投函**してください。
- ・返却方法の詳細は、送付時に同封されている説明書をご覧ください。
- ・パルスオキシメーターと体温計は、消毒後、他の方の健康観察に再度使用しますので、**必ずご返却**ください（紛失等した場合は、実費弁償などしていただくことがあります。）。



パルスオキシメーター



体温計

5 食料品・日用品の配送について

(1) 食料品・日用品

- ・療養期間中の食事等については、一定期間常温で保存可能な食料品（7日分相当）と日用品のセットを、希望される方に対し、県が療養者のご自宅（療養場所）まで配送するサービスを実施します。
- ・自宅療養の決定連絡の際に、配送希望について確認します。なお、本配送サービスは無料です。
- ・アレルギーや離乳食等、個々の要望への対応はできませんので、ご自身で各食品の表示を確認してください。
- ・食中毒予防のため、封を開けた食品は基本的にすぐに食べるようにしてください。保存する場合には、冷蔵庫に入れてください。



配布する食料品・日用品 イメージ

(2) 配送の注意事項

- ・本配送サービスを受ける場合、県から配送業者に名前、居住地及び連絡先等の個人情報を提供する必要がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・「置き配」による配達となりますので、配達員が来た際は、玄関先には出ず、必ず電話またはインターホン越しに対応し、玄関先に荷物を置くよう、配達員にお伝えください。
- ・在宅を確認できなかった場合は、再配達を実施しますので、ご了承ください。
- ・配送は、希望を承ってから翌日以降となります。それまでの食料品・日用品については、ご自身で準備してください。

6 自宅療養の終了について

(1) 療養終了のタイミングの目安

有症状者の場合

→症状出現日から、10日間経過した日となります。

(翌11日目に外出が可能になります。)

無症状者の場合

→陽性確定に係る検体採取日から、7日間経過した日となります。

(翌8日目に外出が可能になります。)

- ・ただし、療養期間中に症状が出現した場合や、症状が改善されない場合は、療養期間が延長となる可能性があります。

(2) 自宅療養終了後の注意事項

- ・療養終了後は、従来の日常生活に戻ることができますが、療養終了後4週間は、以下の点にご留意ください。

<一般的な衛生対策の徹底>

- 石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
- 咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、ひじの内側などを使って口や鼻を押さえる、マスクの着用等）を守ってください。

<健康状態の確認>

- 毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。


<咳や発熱などの症状が出た場合>

- 医療機関に電話で連絡した後、指示に従い受診をしてください。その際、新型コロナウイルス感染症で自宅療養していたことを、必ずお伝えください。

7 自然災害発生時の避難について

- ・大雨や台風、地震などの自然災害発生時の避難においても、他者に感染を拡げないために、他者との接触を避ける必要があります。
- ・皆さまの安全な避難や避難所内の感染拡大防止のため、以下の点に十分留意してください。

(1) 避難先の検討

- ・ハザードマップ等を確認して避難先を検討してください。
- ・避難先について、保健所に伝達していない場合はご連絡をお願いします。(参考：岐阜山と川の危険箇所マップ) 



- ↳ 自宅の上層階への避難（垂直避難）（水害の場合のみ）
- ↳ 公共交通機関を用いない専用避難所等（市町村の避難所）への避難
- ↳ 車中避難

(2) 事前の準備

- ・避難先を想定し、以下のような対策を講じてください。
(必要に応じて、別居家族や友人等に準備の支援をお願いすることも
ご検討ください。)
- ① 3日分の飲料水、食料品、常備薬等に加え、マスクや除菌シート等も含めて備蓄を行う。

②体温計、パルスオキシメーター（県が貸与している方のみ）、連絡の取れる携帯電話、充電器などを持ち出せるように準備する。

③自力で避難所まで避難することが困難な場合は、あらかじめ親類等の自家用車への同乗を依頼するなど、**移動手段の確保のための検討・準備をする。**

↳自家用車のガソリン残量を満タンにしておく。

↳親類等の自家用車へ同乗する場合は、自宅療養者等は後部座席に座り、窓を開けて会話をしないで、全員がマスクを着用する。

④気象庁のホームページ等により気象情報の収集に努め、**早めの避難を心がける。**

(3) 災害時の対応

- ・自宅以外へ避難する場合は、あらかじめ居所の市町村にご連絡ください。(連絡先は次頁のチラシをご確認ください。)
- ・市町村の専用避難所等のスペースまでの移動手段は、公共交通機関以外の方法でお願いします。
- ・ただし、命の危険が迫っている場合には、命を守る行動を最優先してください。
- ・避難中も毎日、健康観察を行いますが、**体調に異変を感じた場合には、速やかに自宅療養者専用電話相談窓口へ連絡してください。**
(連絡先 電話番号はご本人にお伝えします)



新型コロナウイルス感染症に係る 自宅療養者及び自宅待機者の皆さまへ

～ 自然災害発生前に事前準備をお願いします ～

感染を広げること防ぐため、自宅療養者及び自宅待機者の皆さまには、他者との接触を避けていただく必要があります。

それは、いつ来るかわからない自然災害時の避難についても、同様です。

そのため、皆さまの安全な避難や避難所内の感染拡大防止のため、以下の点に十分留意してください。また、岐阜県個人情報保護条例にのっとり、岐阜県に居住する方は、避難所を準備するお住まいの市に住所、氏名、連絡先等の個人情報を提供※させていただきますのであらかじめご了承ください。

※市町村においても秘密は守られ、療養解除又は入院・入所後は速やかに破棄されます。

1. 避難先の検討

ハザードマップ等を確認して避難先を検討し、どこに避難するかを保健所に連絡してください。（参考：岐阜山と川の危険個所マップ）

- ・ 自宅の上層階への避難（垂直避難）※水害の場合のみ
- ・ 公共交通機関を用いない専用避難所等のスペース（市の避難所）への避難
- ・ 車中避難（※）



（※）車中避難は、エコノミー症候群の発症リスクの観点から推奨されませんが、やむを得ず行う場合は、以下の点に注意が必要です。

<予防のために心掛けると良いこと>（厚生労働省HPより一部改変）

- （1）ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- （2）十分にこまめに水分を取る
- （3）アルコールは控え、禁煙する
- （4）ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- （5）かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- （6）眠るときは足をあげる

2. 事前の準備

避難先を想定し、以下のような対策を講じてください。

（必要に応じて、別居家族や友人等に準備の支援をお願いすることも考えられます。）

- （1）通常は3日分の飲料水、食料品、常備薬等の備蓄が推奨されていますが、加えてマスクや除菌シート等を含め備蓄を行う。
- （2）体温計、パルスオキシメーター（県が貸与している方のみ）、連絡の取れる携帯電話、充電器などを持ち出せるように準備する。
- （3）自らで避難所まで避難することが困難な場合は、あらかじめ親類等の自家用車への同乗を依頼するなど、移動手段の確保のための検討・準備をする。
 - ・ 自家用車のガソリン残量を満タンにしておく。
 - ・ 親類等の自家用車へ同乗する場合は、自宅療養者等は後部座席に座り、窓を開けて会話をしないで、全員がマスクを着用する。
- （4）気象庁のホームページ等により気象情報の収集に努め、早めの避難を心がける。

（裏面に続く）

3. 災害時

自宅以外へ避難する場合は、あらかじめ居所の市町村にご連絡ください。
市の専用避難所等のスペースまでの移動手段は、公共交通機関以外の方法をお願いします。
ただし、命の危険が迫っている場合には、命を守る行動を最優先してください。

< 連絡先 >

岐阜県 自宅療養者専用電話相談窓口

電話番号はご本人にお伝えします [24時間応答]

< 災害時の市町村連絡先 >

市町村名	連絡窓口 (担当課)	電話番号	市町村名	連絡窓口 (担当課)	電話番号
岐阜市	感染症対策課	058-252-0393	関市	危機管理課	0575-22-3131
羽島市	健幸福祉部 子育て・健幸課	058-392-1111 (内5304)	美濃市	総務課	0575-33-1122
各務原市	市長公室防災対策課	058-383-1190	美濃加茂市	健康課	0574-25-4145
山県市	総務課防災対策室	0581-32-9100 (内224)	可児市	健康増進課	090-2618-6557
瑞穂市	市民協働安全課	058-327-4130	郡上市	八幡地域 (八幡支部)	0575-67-1121
本巣市	総務課	0581-34-2511 (内1145)		美並地域 (美並支部)	0575-79-3111
岐南町	総務課	058-247-1360 (内322)		大和地域 (大和支部)	0575-88-2211
笠松町	総務課	058-388-1111 (内220)		明宝地域 (明宝支部)	0575-87-2211
北方町	総務危機管理課	058-323-1111		白鳥地域 (白鳥支部)	0575-82-3111
大垣市	大垣市保健センター	0584-75-2322		和良地域 (和良支部)	0575-77-2211
海津市	健康課	0584-53-1317	高鷲地域 (高鷲支部)	0575-72-5111	
養老町	総務部 総務課	0584-32-1101	坂祝町	福祉課 (保健センター)	0574-26-7201
垂井町	企画調整課	0584-22-1152	富加町	福祉保健課	0574-54-2117
関ヶ原町	総務課	0584-43-1110	川辺町	総務課	0574-53-2511
神戸町	総務課 地域安全係	0584-27-0171	七宗町	住民課 (生きがい健康 センター)	0574-48-2046 (生きがい 健康センター)
輪之内町	危機管理課	0584-69-3111 0584-69-3117(直通)			0574-48-1112 (役場住民 課)
安八町	総務課	0584-64-3111	八百津町	防災安全室	0574-43-2111
揖斐川町	総務課	0585-22-2111	白川町	総務課	0574-72-1311
大野町	総務課	0585-34-1111	東白川村	総務課	0574-78-3111
池田町	総務課	0585-45-3111	御嵩町	総務防災課	0574-67-2111
			多治見市	企画防災課	0572-22-1111
			中津川市	健康医療課	0573-66-1111 (内線628)
			瑞浪市	生活安全課	0572-68-2111
			恵那市	健幸推進課	0573-26-2111 (内線290)
			土岐市	危機管理室	0572-54-1111
			高山市	医療課	0577-35-3177 090-1565-5241
			飛騨市	危機管理課	0577-62-8902
			下呂市	健康医療課	0576-53-2101
			白川村	村民課	05769-6-1311

< 専用避難所を利用するときの注意事項 >

- ・市町村へ連絡する際は、氏名、住所、新型コロナウイルス感染症の患者であること等を伝え、専用避難所へ避難したい旨を申し出てください。
- ・これまでの非常持出品 (水、食料、毛布、衛生用品、携帯電話の充電器、常備薬、お薬手帳等) に加えて、マスク、体温計、パルスオキシメーターなどを持参してください。
- ・市町村の担当者の指示に従って利用してください。
- ・避難中も毎日、健康観察を行います。体調に異変を感じた場合には、速やかに自宅療養者専用電話相談窓口へ連絡してください。

(連絡先 自宅療養者専用電話相談窓口；電話番号はご本人にお伝えします)

8 自宅療養の証明について

- ・自宅療養に係る証明書が必要な方には、岐阜県から証明書を発行することができます。
- ・証明書の発行を申請される場合は、療養終了後に、「新型コロナウイルス感染症に係る『自宅療養証明書』発行申請書」（別添）と証明書の郵送先を記載した返信用封筒を同封のうえ、下記の窓口へ郵送してください（持参不可）。証明書は、返信用封筒に記載の住所にお送りします。

【申請窓口（申請書郵送先）】

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 自宅療養者支援チーム

※ 申請書は、県ホームページからも印刷できます。

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/172431.html>

- ・返信用封筒には、必ず次のいずれかの切手を貼付してください。

普通郵便での返送を希望する場合 84円

簡易書留郵便での返送を希望する場合 404円

- ・発行には、申請から概ね1週間程度かかります。

＜自宅療養を開始するためのチェックシート＞

	注意する項目	本人・家族
1	療養期間中は自宅から外出しない。 不要不急の訪問者は受け入れない。	<input type="checkbox"/>
2	療養者と他の同居者の生活空間を完全に分け、接触は最小限とする。	<input type="checkbox"/>
3	療養者のケアをする人は、可能な限り特定の人（基礎疾患のない健康な人が望ましい）にする。	<input type="checkbox"/>
4	同居人全員がマスク（サージカルマスクが望ましい。）を着用する。	<input type="checkbox"/>
5	こまめにアルコールで手指消毒するか、石けん等で手洗いを する。	<input type="checkbox"/>
6	タオル・石けん・歯磨き粉等の衛生用品や食器、シーツ 等の共有はしない。	<input type="checkbox"/>
7	入浴は療養者が最後に行う。	<input type="checkbox"/>
8	日中は、30分から1時間おきに、部屋の換気を行う。	<input type="checkbox"/>
9	療養者が手で触れる部分（ドアノブ・手すり・照明のス イッチなど）は、アルコールで、使った都度及び1日1回 以上、同居人が消毒する。療養者が手で触れる部分を触っ た場合には、手指衛生を行う。 トイレ、浴室等の療養者と共用する場所は、清掃と換気を 十分に行う。	<input type="checkbox"/>
10	汚れたシーツ類、衣服は通常の洗濯用洗剤で洗濯し、しっか り乾燥させる。	<input type="checkbox"/>
11	ごみは厳重に密閉して、家庭ごみとして捨てる。	<input type="checkbox"/>
12	宅配業者からの荷物の受け取りの際は、配達員の方との接触 を避ける（置き配）。	<input type="checkbox"/>
13	療養中は禁酒・禁煙する。	<input type="checkbox"/>
14	服用中の薬がある場合は、2週間分程度を準備しておく。 薬が足りなくなりそうな場合は、かかりつけ医に電話で診療 を受けたうえで、薬を処方してもらう	<input type="checkbox"/>

自宅療養中の相談窓口一覧

岐阜県新型コロナウイルス自宅療養者相談窓口

岐阜県新型コロナウイルス自宅療養者相談窓口

相談内容: 自宅療養中の健康上の心配事

受付時間: 24 時間対応、土、日、祝日を含む毎日

電話番号: 電話番号はご本人にお伝えします。

自宅療養に伴うストレスなど心の健康に関する相談

岐阜県精神保健福祉センター

相談内容: こころの相談

受付時間: 平日 午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時

電話番号: 058-231-9724

コロナハラスメントに関する相談

岐阜県人権啓発センター

相談内容: コロナハラスメントに関する相談

受付時間: 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

電話番号: 058-272-8252

くらしのお悩みに関する相談

生活困窮者自立相談支援窓口

相談内容: くらしのお悩みに関する相談など

受付時間: 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

電話番号: 添付チラシのとおり

【参考】新型コロナウイルス感染症に関する一般相談

県民総合相談窓口(コールセンター)

相談内容: 新型コロナウイルス全般について

受付時間: 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、土、日、祝日を含む毎日

電話番号: 058-272-8198

相談電話が混み合いかかりにくい時があります。

しばらくお待ちの上、お電話下さいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症でご自宅にて療養されている方へ

新型コロナウイルスの感染によるご自宅での療養生活においては、**ご自身の病状のことやご家族への感染についてなど、様々な心配事や不安を感じていらっしゃるのではないのでしょうか？**

隔離や制限された生活は、こころや身体に様々な変化が起こることがあります。その多くは一時的なストレス反応であり、多くの方は時間とともに自然に回復していきます。

どのような気持ちの変化が起きて、身体がどのように反応するのか、どのように対処すればこころや身体が少しでも楽になるのか知っておくことは大切です。

こころの反応

イライラしたり、怒りっぽくなる
あのとき、こうしておけば良かったと自分を責める
誰とも話す気にならない
集中力がなくなり、考えがまとまらない
同じことをくり返し考える
些細なことが気になる
最悪な事態を考えて、落ち着かなくなる
自身の体調や仕事や将来について心配になる
周囲に感染させていたらどうしようと心配になる
孤独や寂しさを感じる

身体の反応

食欲がない
いつもより食べ過ぎる
なかなか眠れない
夜中に何度も目が覚める
心臓がドキドキする
目まい、頭痛がする
吐き気、腹痛がある

生活の制限により、こうした反応が生じるのは自然なことです。こころの健康を保つために自分自身を十分にいたわりましょう

おすすめすること！

- 生活のリズムを保ちましょう
 - ・睡眠、起床のペースを保ち、食事を規則正しく摂りましょう
 - ・部屋のなかでできるストレッチなどの運動をするように心がけましょう
 - ・カーテンを開けて、日光を浴びましょう
 - ・昼寝を避けましょう
 - ・就寝の1時間前には、スマホやパソコンなどのブルーライトを浴びないようにしましょう
- 家族や友人とのコミュニケーションをもちましょう
 - ・直接会えなくても、電話やビデオ通信などを利用し、つながりを維持しましょう
 - ・感情を隠したり押さえ込まず、周囲の人に伝えましょう
- 気分転換することを心がけましょう
 - ・部屋の中でできることは限られていますが、楽しく、リラックスできる活動をこころがけましょう
 - ・自宅から出なくても身だしなみを整えましょう

<注意した方がよいこころや身体のサイン>

眠れない、不安や悲しい気持ちが続く、気持ちがコントロールできない、何をしても億劫であるなど

気持ちを誰かに話したり、相談することで、不安や辛さが和らぐことがあります。
一人で不安な気持ちを抱えず、どうぞお気軽にお電話ください。

相談先 岐阜県精神保健福祉センター

○電話番号：058-231-9724

○相談時間：月～金 9:00～17:00

土日・祝日及び年末年始を除く

※匿名で相談可能です

※新型コロナに限らない、一般的なこころの悩みに関するご相談もお受けしております。

お気軽に
お電話
ください



その他の相談窓口

●岐阜いのちの電話（058-277-4343）

毎日 19:00～22:00（これに加えて第一・第三金曜日の次の日は8:00～19:00）

●こころのサポート相談「ほっと♡ぎふ」（LINE相談窓口）

毎週日曜日の22:00～翌3:00（令和4年3月まで。）

●SNS相談（厚生労働省）

まもろうよこころ 厚生労働省

検索

(<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>)



LINE サービス用
二次元コード

岐阜県からのお知らせ

相談
無料

生活困窮者自立
相談支援窓口のご案内

秘密
厳守

くらしにお悩みの あなたへ



専門の相談員がお話を聞き、解決へのお手伝いをします。
行き詰まる前に、ためらわずご相談ください。

失業して家賃が払えない… 仕事が見つからない…
家計が苦しい… 公共料金を滞納している…
相談相手がいない…

どんな悩みもお聞きします。



専門の相談員があなたを支援します！

お話を聞いて
あなただけの
支援プランを
作ります。

家計の
立て直しや
滞納の解消を
アドバイス
します。

就労のための
能力を
身につける
お手伝いを
します。

一定の期間
家賃に相当する
額を給付します。
※給付には一定の要件が
あります。

ご相談は、お住まいの地域の自立相談支援機関へ

地域ごとの窓口の連絡先は、このチラシの裏面、
または岐阜県ホームページをご覧ください。



自立相談支援窓口

受付対応:平日 8:30~17:15

市名	実施機関名	電話番号	メールアドレス
岐阜市	岐阜市生活・就労サポートセンター	058-265-3777	seikatsu-support@psgifu.com
大垣市	大垣市社会福祉協議会	0584-75-0014	info@ogakishakyo.or.jp
高山市	高山市社会福祉協議会	0577-35-3002	seikatsu-soudan1@takayamashakyo.net
多治見市	多治見市社会福祉協議会	0572-24-3502 / 0572-22-1111 (内線2226)	seikatsukonkyu@t-syakyo.or.jp
関市	関市暮らし・まるごと支援センター (関市社会福祉協議会)	0575-23-5444	kuramaru@sekishi-shakyo.or.jp
中津川市	中津川市社会福祉協議会	0573-66-1111 (内線643)	with@nakatsugawa-shakyo.jp
美濃市	美濃市社会福祉協議会	0575-33-1122 (内線145)	fukushikodomo_540@city.mino.lg.jp
瑞浪市	瑞浪市社会福祉協議会	0572-68-4148	m-syakyo@ob2.aitai.ne.jp
羽島市	羽島市福祉課	058-392-1111 (内線2513)	fukushi@city.hashima.lg.jp
恵那市	恵那市社会福祉協議会	0573-25-6424 / 0573-26-2214	shakaifukushi@office.city.ena.gifu.jp
美濃加茂市	美濃加茂市心と暮らしの相談窓口	0574-25-2111 (内線341)	se-kon@minokamo-shakyo.or.jp
土岐市	生活・就労サポート土岐	0572-54-1111 (内線227)	jjritsu@city.toki.lg.jp
各務原市	各務原市社会福祉協議会	058-383-7610 / 0120-198-365	shakyo@chive.ocn.ne.jp
可児市	可児市社会福祉協議会	0574-61-2525	kanishisyakyo@crux.ocn.ne.jp
山県市	山県市福祉課	0581-22-6837	fukushi@city.gifu-yamagata.lg.jp
瑞穂市	瑞穂市社会福祉協議会	058-327-8610	soudan@mizuho-shakyo.org
飛騨市	飛騨市地域包括ケア課	0577-73-6233	hokatsukea@city.hida.lg.jp
本巣市	本巣市社会福祉協議会	058-320-0531	jimukyoku@motosushi-shakyo.jp
郡上市	郡上市社会福祉協議会	0575-88-9988	shakyo.gujo@smile.ocn.ne.jp
下呂市	下呂市社会福祉協議会	0576-23-0783	smile@gero-city-syakyo.jp
海津市	海津市暮らしサポートセンター (海津市社会福祉協議会)	0584-52-1710 / 0120-108022	kura-sapo@kaizu-wel.jp

町村名	実施機関名	電話番号	メールアドレス
岐南町、笠松町、北方町	岐阜県社会福祉協議会	058-268-6187 / 0800-200-2536	https://www.winc.or.jp/contact/index.html
垂井町、関ヶ原町、養老町、安八町、神戸町、輪之内町		0584-83-2011 / 0800-200-2532	
揖斐川町、大野町、池田町		0585-21-1811 / 0800-200-2537	
坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村		0574-24-3115 / 0800-200-2538	

年 月 日

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長 様

申請者 氏 名

(療養を受けた者との関係：)

住 所

連絡先

新型コロナウイルス感染症に係る「自宅療養証明書」発行申請書

新型コロナウイルス感染症に係る「自宅療養証明書」の発行を申請します。

自宅療養した者の氏名	
生 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
証明書郵送先住所	
自宅療養期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※不明の場合は、空欄で構いません。

※申請者は、自宅療養した本人又はその保護者等としてください。

上記以外の者が申請する場合は、委任状の提出が必要です。

※この申請書は、自宅療養終了後に、下記の申請窓口に郵送してください(持参不可)。

※証明書の発行には、申請から概ね1週間程度かかります。

【申請窓口(申請書郵送先)】

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 自宅療養者支援チーム 宛

お問い合わせ電話番号 058-272-1111 内線4845

【郵送いただくもの】

①記入済みの申請書

②証明書の郵送先を記載した返信用封筒(必ず以下のいずれかの切手を貼付してください)

・普通郵便での返送を希望する場合 84円

・簡易書留郵便での返送を希望する場合 404円

